

令和4年度第7回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第2号）

令和4年12月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

- 4番 福本 悟 君
- 9番 福永 啓 君
- 10番 田上 忍 君
- 6番 増田 安至 君
- 3番 宮川 一幸 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- 1番 中城 峯 雄 君 2番 井藤 はづき 君
- 3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君
- 5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君
- 7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君
- 9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君
- 11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君
- 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安田 哲也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	宮本 正 君
教 育 長	上杉 奈緒子 君	総 務 課 長	野口 壮一 君
企画財政課長	本田 隆裕 君	町民税務課長	畑野 英樹 君
福祉課長	西本 和美 君	こども未来課長	沖 勝久 君
健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君

商工観光課長 河地 克敏 君 建設課長 島田 誠也 君
環境保全課長 鶴野 修一 君 会計管理者 田中 智徳 君
学校教育課長 本田 恵美 君 社会教育課長 緒方 良成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○4番（福本 悟君） それでは、先般、事前に通告した内容について質問を行います。

公共の場の環境整備の推進について伺わせていただきます。

今、御船町は大きく変貌をしています。要因の1つに、本町は緑と清流に恵まれた自然豊かな町であることは言うまでもありません。2つに、交通網では九州縦貫自動車道、御船インターチェンジ、九州中央自動車道、小池高山インターチェンジ、上野吉無田インターチェンジ、この3つのインターチェンジを持ち、交通アクセスに優れた地域として知られております。

本町は熊本地震から創造的復興を目指すため、平成29年に御船町震災復興計画を策定、この地理的優位性により交通アクセス性を利用した企業誘致を全庁体制で進められ、復興のシンボルとして令和3年にはコストコ熊本御船倉庫店が開業、第2弾とし複合型宿泊施設Mifune Terraceが令和4年11月にオープン、第3弾として物流関係の企業誘致を進められております。

さて、人に優しいまちづくり、今御船町はどのような状態でしょうか。平成18年12月に施行された高齢者・障害者等の移動等の円滑化に関する法律、通称バリアフリー法及び平成30年12月に施行されたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律に基づき、推進が図られております。すなわちユニバーサルデザインとは、国籍、年齢、男女の違い、障がいがあるかどうかに関係なく、初めからできるだけ全ての人が利用しやすい町や物などを作るとされ、バリアフリーにおいては、高齢者や障が

いのある方といった特定の人を対象として、快適に生活できるよう、あとからバリア、障壁をなくすこととされています。

本町においては、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の考え方を市内で共有化して、各種事業に取り入れ、安全で快適に利用できる歩行空間の整備、建築物のバリアフリー化、公園などバリアフリーのトイレ設置など、具体的な取組みとして公共の場の環境整備の推進が図られております。

しかし、施設の利用者から、トイレが和式仕様のものや、改修はされたもののブースが狭く非常に利用がしづらい、このような御意見をいただくことがあります。公共の場の環境整備の推進が図られている中で、この施設の点検はできているのでしょうか。また、環境整備の推進計画は策定されているのでしょうか。この環境整備の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。推進計画の検証、できているのでしょうか。PDCAサイクル、これは稼働しているのでしょうか。

以上のようなことから、人に優しく、誰もが利用しやすい環境整備については、令和3年3月に策定された第3期御船町障がい者基本計画から1年7カ月余りが経ち、本町におけるこの利用しやすい生活環境の現状をどのように認識され、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進、歩行空間の整備の促進、建築物の整備及び公園等オープンスペースの整備について、その目標を達成するための推進計画、整備状況並びに今後の整備計画について、伺わせていただきます。

あとは再質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の、公共の場の環境整備の推進についてお答えをいたします。

公共の場の環境整備の推進については、国における高齢者、障がい者等移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法やユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律、通称ユニバーサル社会実現推進法などにのっとり、それぞれの部署で整備や改修を行っているところであります。

本町では、平成31年3月に第3期御船町地域福祉計画を策定しており、人権の尊重を基本とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉のあり方や地域福祉を推進するための基本的な施策の方向性を定めております。

また、令和3年3月に策定した第3期御船町障がい者基本計画では、誰もが自分らしく輝き、誰もが安心して暮らせる、つながりの町御船を将来像としております。これから

も誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、公共の場の環境整備を行ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、何点か個別のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、大きなテーマであります、この第3期御船町障がい者基本計画の上位計画であります第6期御船町総合計画及び第3期御船町地域福祉計画における、この障がい者基本計画の位置づけを伺わせていただきます。

初めに、第6期御船町総合計画における障がい者基本計画はどのように位置づけられているのか、説明を求めたいと思います。

○福祉課長（西本和美君） 障がい者基本計画は、第6期御船町総合計画基本計画の第2章、人を育む御船町の中の基本施策2の2、地域福祉の充実に即して計画しています。これは、自立支援や介護が必要となっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支え合うことを目的とし、障がい者の社会参加の促進と施策の方向を示しているものです。

○4番（福本 悟君） ただ今課長から説明をいただきました。こちらについては、確かにこちらの総合計画で確認をすることができました。

では次に、この障がい者基本計画の上位計画であります第3期御船町地域福祉計画における、この障がい者基本計画はどのように位置づけられているのかについて、説明を求めたいと思います。

○福祉課長（西本和美君） 第3期御船町地域福祉計画は、保健福祉分野関連計画である御船町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、御船町障がい者基本計画、御船町障がい福祉計画、御船町障がい児福祉計画、御船町子ども・子育て支援事業計画等を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示しています。

そのため、第3期御船町地域福祉計画の中に障がい者基本計画での取組みを記載しているわけではありません。

○4番（福本 悟君） こちらは障がい者基本計画、こちらの3ページになりますが、計画の位置づけ、今課長から説明がありました。まずは、町の大きな柱であります総合計画、その下に地域福祉計画、またその下に、大きな柱として障がい者基本計画ということで、この地域福祉計画も障がい者計画の上位計画であることは間違いはないですか。今聞きますと、

何かまだ取組み等は全くしてないような報告、説明でしたので。

○福祉課長（西本和美君） さきに申しましたように、地域福祉計画とは、保健福祉分野全体の方向性を示すものです。ですので、御船町障がい者基本計画を策定する上では、この地域福祉計画に基づいて、その方向性を同じくするように策定しております。

○4番（福本 悟君） では、この障がい者基本計画の策定について伺わせていただきます。この冊子の最後の97ページです。障がい者福祉計画策定委員名簿と記載をしております。まず、この障がい者基本計画、障がい者福祉計画については、策定委員会を設置し、計画について審議、検討するとありますが、今のは障がい者福祉計画の策定委員会ですね。では、この障がい者基本計画の策定委員はどのようになっていますでしょうか。

○福祉課長（西本和美君） 御船町障がい者福祉計画策定委員が御船町障がい者基本計画及び御船町障がい福祉計画並びに御船町障がい児福祉計画の委員を兼ねております。

○4番（福本 悟君） 理解をいたしました。それでは、この計画の、一般的には計画を作るときは、まずそれを前段とし、素案みたいなものができているかと思いますが、今回の御船町障がい者福祉計画の素案と言っていいのか言い方が間違いかもしれませんが、こちらのほうは、例えば庁内で作られているプロジェクトチーム、PT等で策定されているのでしょうか。

○福祉課長（西本和美君） 庁内で作る御船町障がい者基本計画策定プロジェクトチームは編成を行っておりません。身体・知的・精神の各障害者手帳保持者の方に対するアンケート調査や関係団体にヒアリング調査を実施して作成しております。

なお、御船町障がい者基本計画は、福祉の視点から、ほかよりも積極的に整備を望むもので、各課に整備計画等の策定依頼等は行っておりません。

○4番（福本 悟君） 課長、1つ今答弁で引っかかる場所があったんですが、この計画を作る際に、各課には調査はしないということでしょうか。

○福祉課長（西本和美君） 御船町障がい者基本計画で施策の内容を示すとともに、この具体的な内容を示しております。その具体的な内容に即して、その具体的な内容については示しておりますけれども、それぞれ関係課に整備計画等の策定等までは依頼するには至っていません。

○4番（福本 悟君） それでは、先ほど課長から答弁をいただきました関係団体、課長から、策定については保険・医療・福祉分野の関係者及び関係団体、この関係団体というのはど

ういうメンバーでしょうか。

○福祉課長（西本和美君） 御船町身体障がい者福祉協会及び難病友の会等からお話を聞いております。

○4番（福本 悟君） 実は、今回このような一般質問をさせていただいたのは、やはりこれも町民さんからの御意見をいただいたところです。実は、公共の場を利用する皆さんから、特にトイレ関係ですけれども、やはり以前のままで非常に利用がしづらいと。また改修はされております。ただ、座って、真っ直ぐ座ってすることはできないという言葉いただきましたので、このたびのような質問をさせていただきました。

ということで、町も、何がしかの計画みたいなものがありはしないかということで、大分冊子のほうも勉強させていただきましたけれども、まずは総合計画の中にはうたい込んでありませんでしたので、福祉分野を見ようということで、今回、この計画で、この中のほうに、交流の促進ということで、公共の場の環境整備の推進がありますので、こちらを一般質問させていただきました。

最終的なこの計画が全庁体制で進めていかれているのか、それを最終的には確認をさせていただきたいと思います。西本課長、最後に今の繰り返し質問になりますが、こちらのこの計画の中身については、それぞれの部署において共有化はされているのでしょうか。

○福祉課長（西本和美君） この計画の策定後に、その詳細について各課に確認をするようなことは行っておりませんでした。ですので、課によっては認識が薄いところもあったように思っています。

○4番（福本 悟君） わかりました。では、次の質問に入ります。

平成18年12月に施行されました通称バリアフリー法、高齢者・障がい者等の移動等の円滑化に関する法律第5条には、地方公共団体の責務がうたい込んであります。移動等円滑化を促進するために必要な措置を講じるよう努めなければならないということです。また25条には、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想、基本構想を作成するよう努めるものとされておりませんが、本町において、この移動等の円滑化に関する基本構想は策定されているのでしょうか。伺います。

○福祉課長（西本和美君） 移動等円滑化に係る基本構想については、主に駅やバスターミナルを中心とする地区や、高齢者や障がい者等が利用する施設が集まった地区について作成するよう努めるものとされています。本町においては作成していません。

なお、熊本県内45市町村の中で、基本構想を定めているのは熊本市のみとなっています。

○4番（福本 悟君） 西本課長、今、県内においては、町村はないということ、熊本市のみということですか。

○福祉課長（西本和美君） 熊本県内の中で熊本市のみで、町はありません。

○4番（福本 悟君） では、今から具体的な取組みの中の確認をさせていただきたいと思います。こちらの計画をもとに一つ一つ確認をさせていただきたいと思います。

この公共の環境整備の推進については、具体的な取組みとして、1つにユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進、2つ目に、歩行空間の整備の促進、3つ目に、建築物の整備及び、4つ目に公園等オープンスペースの整備を掲げられ、その目標を達成するための計画、推進計画等、その整備状況及び今後の整備計画について伺わせていただきます。

それでは、初めの具体的な取組みとしてユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進について、その目標を達成するための、このユニバーサルデザインの考え方を共有し、町の施策や事業に対しての取組状況、今後の優しいまちづくりの推進について伺わせていただきます。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進については、役場庁舎をはじめ、公共施設や公共用施設など所管する各課において、全ての人が利用しやすい施設となるよう、改修等の対応をしております。事務事業を進めるに当たっては、議員御指摘のとおり、ユニバーサルデザインの考え方を共有していく必要があると思います。

今後、全ての人に優しいまちづくりを推進するには、公共施設や公共用施設に限らず、商店や医療介護施設をはじめ、全ての事業所、また各御家庭においてもユニバーサルデザインに対する意識が高まっていけば、全ての人に優しいまちづくりに向けて進んでいくものと思います。そのためにも、町としては広報やSNSなどあらゆる媒体を通じて普及啓発に努めなければならないと思います。

今後も総合計画のSDGsの取組みと併せ、推進してまいります。

○4番（福本 悟君） では、課長に再質問の前に、皆さんに報告だけをしておきます。この障がい者基本計画、前期計画の具体的な取組み、実績といたしますか、ということで、今の

質問に対しての取組状況は、公園施設のスロープを設置しましたということで、こちらには掲載をしてあります。まず今のは公園施設のスロープの設置が終わりまりましたということですね。

では、本田課長に何点か確認をさせていただきたいと思います。今、課長からの答弁の中に、SDGsとの取組みと併せて推進していきますということですが、総合計画の基本計画にはバリアフリーやユニバーサルデザインについて明記されているのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

バリアフリーやユニバーサルデザインという文言は入っておりません。しかし、その考えに基づく各課の施策は入っております。

○4番（福本 悟君） 私も大分この総合計画の確認をさせていただきましたけれども、このはっきりとした文言というのは探すことができませんでした。

では引き続き課長に再質問させていただきます。いよいよこの総合計画の、次の後期の基本計画が来年度から策定に入っていくかと思いますが、この後期基本計画の中にバリアフリーやユニバーサルデザインという項目を入れて、施策を明確化する考えはありますでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

議員御指摘の点も十分考慮の上で後期基本計画の案を進めてまいります。

○4番（福本 悟君） 課長から、進めていくということで了解をしました。

では、またこちらの次の、第2の具体的な取組み、歩行空間の整備の促進について、この目標を達成するための推進計画、整備状況、また今後の整備計画について伺います。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

まず、歩行空間の整備の促進について、具体的な推進計画等については作成をしていないという状況でございます。また、整備の状況については、新設する道路整備におきましては、道路構造令に基づき歩道等の設置を行っているところです。歩行空間の確保として、代表的な例といたしましては、シンボルロードの整備がございましたが、シンボルロードにおきましては、4メートルの歩道を両側に整備をしております。また、道路との段差も最小限にとどめて、視覚障がい者用の誘導ブロック等の設置も行っているところです。そのほか、通学路安全点検等により歩道設置が必要な箇所についても対応しているところですが、用地の確保が難しい箇所については、カラー舗装等により歩行者空間の確保に努

めている状況です。

今後の整備計画についてということですが、今後も実施計画等に沿いまして、関係機関と協議を行いながら、歩行空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 今、島田課長から、この実施計画という言葉が出ました。すなわちこちらのこの計画の、何らかの多分計画が多分実施計画ではないかと、多分イコールでつながるかと思えます。計画を策定しておりませんということは、これはいかがなものかなと。多分、実施計画がその計画につながるものかなと私は理解しております。

参考までに、前期のこの計画の取組みとしましては、バリアフリーによる道路、歩道の整備ができましたと、こちらに書いてあります。バリアフリーによる道路、歩道の整備というところでは、これは参考までにお知らせをしておきます。

では、第3の具体的な取組みとして、建築物の整備についてであります。その目標を達成するために推進計画また整備状況、また今後の整備計画等について伺わせていただきます。

○建設課長（島田誠也君） お答えいたします。

建築物の整備についてにおきましても、具体的な推進計画等の作成はできておりません。これまでも公共施設等を整備する際に、各々の部署において、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を持って整備を進めてきたところでもあります。また、今後も取り組んでいく必要があると考えているところです。

○4番（福本 悟君） まず、このユニバーサルデザインとかバリアフリーを所管する担当課係、これは町の例規を見たんですけれども、私は探すことができませんでした。企画財政課長、今何かそういうのを明記したのはあるのですか。例えば建設課が担当しているとか総務課が担当とか、今どこが実際その担当になっているのですか。そこをお伺いしたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

例規上はユニバーサルデザインについての担当課ということでは明確にはしてありません。各課に及ぶものですから、その都度各課で対応している状況ですが、文書の窓口等は企画財政課でまず受け付けて、各課に割り振っている状況です。

○4番（福本 悟君） 了解させていただきました。ただ今の第3の具体的な取組み、実績としては、町の災害公営住宅がユニバーサルデザインをもとに建築されたものかなと確認を

しています。それと、庁舎のエレベーターもこちらに記載をしてあります。

では、今の、個別のほうに入らせていただきますけれども。町営住宅のトイレの整備についてであります。町営住宅等長寿命化計画の基本計画の中に、安心、安全、快適な住宅環境とあり、汚水処理施設の整備状況と今後の整備計画について伺わせていただきたいと思います。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

町営住宅の汚水処理施設の整備状況につきましては、現在の管理戸数519戸のうち、水洗化ができている住宅が294戸となっております。水洗化の内訳としましては、公共下水道が177戸、合併浄化槽が117戸となっております。水洗化率は56.6%で、残りの225戸についてはくみ取り式となっております。そのうち用途廃止予定団地が133戸、継続管理予定の団地が92戸となっております。

今後の整備計画についてですが、継続管理を予定している七滝団地4戸、玉虫団地88戸における合併浄化槽の設置について、長寿命化計画において、令和5年度から8年度にかけて整備する計画としております。令和5年度におきましては、まず七滝団地の合併処理浄化槽の整備に向けた設計業務の実施を考えているところです。

○4番（福本 悟君） 何点か確認をさせていただきます。まず1点目ですけれども、課長から用途廃止という言葉が出ました。なかなか一般住民に用途廃止とはというとはなかなか難しい言葉かなと思います。用途廃止とはどういう意味でしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 用途廃止といいますのは、町営住宅としての用途を廃止するということなのですが、老朽化住宅が非常に多くなっておりまして、もう耐用年数等もかなり過ぎている団地で、住民の方の安心・安全の面からも、そこの住宅を廃止していくところで位置づけた団地ということになります。

○4番（福本 悟君） 実は昨日も1日をかけていろいろな施設の確認をさせていただきました。その中で解体ということでもいいですか、用途廃止というのは。解体しますという、そういうのが予定されている団地は、何か説明とかはできているのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 予定廃止につきましても、長寿命化計画において計画年次を定めておりますが、現計画の中では、令和6年度に予定をしている団地におきましては、全て入居者の方に御説明を申し上げて、住替え等の御案内を差し上げているということになります。それ以降の用途廃止団地につきましても、計画の年次ははっきりとはわかりません

けれども、用途廃止の予定であるということをお伝えしているという状況です。

○4番（福本 悟君） わかりました。では次に、カルチャーセンターをはじめ、各小中学校の校舎、体育館、公民館など、町には38の指定緊急避難場所、また23の指定避難所がありますが、この避難場所における、車椅子で利用できるトイレの整備状況、今後の整備計画について伺わせていただきたいと思います。

また、避難所となっていますスポーツセンターのトイレについてであります。大半が和式の形式になっているかと思えます。洋式への改修予定について、併せて伺わせていただきます。

○総務課長（野口壮一君） 最初に避難所における車椅子で利用できるトイレの整備状況については、指定避難所23カ所のうち18カ所の施設で利用が可能となっております。未整備の施設については、学校教育施設等の改修を踏まえ、避難所の環境強化に努めてまいります。

○社会教育課長（緒方良成君） スポーツセンターのトイレにつきましては、小便器を除く和洋式トイレが現在23カ所あります。半数以下の11カ所が洋式であり、特に女性用の洋式のトイレの数が少ない状況にあります。和式から洋式へ便器を応急的に変更する改修では、ブースが狭いために利用がしづらくなることが予想されております。今後建物の構造を専門家に見てもらい、建物全体として、トイレの改修については検討してまいりたいと考えております。

○4番（福本 悟君） ただ今課長から、今後、建物の構造等を専門家に見てもらい改修を検討していくということです。これはもう大分前から検討はされていると、私は思います。なかなかこれをどうするかを、多分内部で検討されているかと思えますので、速やかに協議を重ねて、住みよい、使いやすいように、改修をしていただきたいと思いますしお願いをしたいと思います。

では次ですけれども、次は一つ一つ要望ですけれども、庁舎等の窓口について、いろいろな申請とか手続等は座って行われるようにするなど、障がいを持った方、子育て世帯、妊産婦、高齢者など、人に優しく、誰もが使いやすいローカウンター、今現在、一部はローカウンターにしてありますけれども、これはもう、全て一体的にローカウンターにしたほうがいいかなと思うんですけれども、このローカウンターの導入について、どのようなお考えでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 役場の来庁者の中で、特に利用が多い庁舎1階の窓口において、

令和2年度において、役場の組織編成と併せて既存のハイカウンターも残しつつ、多様な方々への対応を考慮し、既に係ごとの一部にローカウンターの整備を行っております。

今後においては、役場庁舎2階、第1分庁舎、保健センター、カルチャーセンターの窓口のカウンターにおいても、同様の整備を考えていきたいと思っております。

○4番（福本 悟君） 整備については、お願いしたいと思います。

次は、最後の第4です。具体的な取組みとして、公園等オープンスペースの整備について、その目標を達成するための推進計画、整備状況と、今後の整備計画について伺わせていただきます。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

第3期御船町障がい者基本計画に基づきます公園等の整備についての具体的な推進計画は作成しておりませんが、同計画に基づきまして、調和のとれた秩序のある土地の活用を図りながら、障がい者が社会参加できる公園の整備に取り組んでいるところです。

○4番（福本 悟君） では課長、町所有の公園等の現状はどのようになっていますでしょうか。町が所有する公園、幾つありますでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

町が所有しております公園は全部で20カ所あります。都市公園が1カ所、観光公園が6カ所、それから開発に伴います緑地公園が13カ所となっております。

○4番（福本 悟君） では、今の第4の、最後の個別になりますが、令和4年度の当初予算で、観光費の中に、高木にあります運動公園のトイレ改修だと思いますが、当初予算に計上してありました。今回の12月の補正で、多目的トイレを設置ということで補正が上がってきております。本来であれば、当初予算で、この計画が増えるかしているならば、もともとは当初予算でこの多目的トイレも中に組み込むべきではなかったかと思いますが、どういう状況で今回補正となったのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

運動公園グラウンドのトイレの改修につきましては、昨年12月の当初予算の編成時には、男女に分けまして、手すりを施したり段差を解消したりなどのバリアフリー化を意識した予算要求をしてございました。しかしながら、今年の6月の議会で、井藤議員からLGBTQを意識した多様性を必要との一般質問を受けまして、多様性を意識したトイレを盛り込んだ実施設計を発注したという経緯になります。

○4番（福本 悟君） 今の課長の答弁を聞きますと、議員からの一般質問で今回取り入れましたと。それはおかしいのではないですか。もともとはこういう計画があります。ではそういうことでは取り入れるべきではなかったと思いますが、本田企画財政課長、どのようになりますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） ユニバーサルデザインとバリアフリー、こういった考えをもとに計画は作っていくべきだと思います。そういったことも考えた上での予算措置だったと思います。

○4番（福本 悟君） 今後に期待をして、次の質問に入りたいと思います。

では、個別の最後の質問ですけれども、よく最近心のバリアフリーというのを耳にすることがあります。まずはこの心のバリアフリーについて、わかりやすく説明を求めたいと思います。それと併せて、今町が取り組んでおります認知症バリアフリーの推進、こちらは町の高齢者保健福祉計画第8期の介護保険事業計画の中に、具体的な施策ということで掲げられておりますので、こちらについてもわかりやすく簡単に説明を求めたいと思います。

○福祉課長（西本和美君） まず、心のバリアフリーについて、昨年のパラリンピック競技大会が共生社会の実現に向けて人々の心のあり方を変える絶好の機会として、国において世界に誇れるユニバーサルデザインのまちづくりを実践するとともに、国民全体を巻き込んだ心のバリアフリーの取組みが展開されました。パラリンピック競技大会を通し、障がいの有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側がわけられることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されるべきだという認識が広がっているところです。

次に、認知症バリアフリーの取組みについて、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らしていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていくというものです。本町においては、認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、認知症に対する正しい理解の普及と、周囲の理解を深めることが大切なため、町内の小中学校などで、認知症サポーター養成講座を開催し、多くの認知症サポーターを養成しています。

また、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活が送れるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、一般介護予防などの取組みも行っています。最

後に、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者が増加することが予想されるため、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく成年後見制度についても広く周知し、支援してまいります。

○4番（福本 悟君） 今までいろいろ課長に確認をさせていただきました。

最後に、町長から答弁をいただきたいと思います。

この公共の場の環境整備における、まずはユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進については、役場庁舎をはじめ、公用施設や公共用施設など、所管する課において全ての人が利用しやすい施設となるよう改修等の対応をしていますと、課長から答弁をいただいたところであります。

現在、改修等は計画的にできているのでしょうか。この障がい者基本計画の公共の場の環境整備の推進がどれだけ共有化されているのでしょうか。絵に描いた餅にならないよう計画が遂行できているのでしょうか。推進につきましては、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の、まずは考え方を庁内で共有していただき、第2に現状の把握、施設の点検ができているのか。第3に利用者の視点から、使い勝手がどうか、改修したものの使いにくいものがあるのではないかと考えております。

最後に、町長の考えを伺わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

総合計画の中で、住み続けたい御船町として、快適で住みやすい生活環境の整備、また人を育む御船町として、障がいの有無を問わず、学びや経験の機会を享受するまちづくりの推進を掲げておりますとおり、誰もが利用しやすい整備環境、また整備が必要と考えております。

新規に整備するものについてはバリアフリー化等が図られていると思っております。今後、各所管が長寿命化計画の改定などにおいて、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を盛り込むことで、改修においても計画的に整備できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

私自身、バリアフリーの問題で講演をしたことがあります。その講演の内容というのは、食に対するバリアフリーということで、誰もがおいしく食事を食べることができるか。最終的に私たちが考えたものは流動食でした。誰も食事がとれるとなれば流動食しか

いわけですね。しかしながら、流動食で健康が保てるか。そうなったらまた別問題となってきます。

このバリアフリーの問題、ユニバーサルデザインの問題というのは、私たちは言葉として使っていますけれども、しかしながら、言葉だけではなく、今浸透していると私自身は感じております。これから全てのものを私たちは考え、作りそして利用しやすいようにしていかなければいけません。

庁内一丸となって、このことを肝に銘じて頑張ってもらいたいと思います。

○4番（福本 悟君） では最後に、いよいよ来年は総合計画の後期の基本計画に入っていきます。必ずこのバリアフリーやユニバーサルデザインという項目を入れて推進を図っていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、11時10分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

○9番（福永 啓君） 一般質問を行います。

藤木町政が誕生した1年後に発生した未曾有の災害熊本地震、そして地震からの復旧・復興へと歩みを進める中で、今度は世界中に大きな惨禍をもたらしたコロナパンデミック、次々と発生したあまりにも大きな課題への対応を迫られ、藤木町長自身、就任当初の思いとは大きく異なる町政運営を余儀なくされた部分もあったのでしょうか。

しかし、そのような中でも、町が町民のために取り組まなければならない課題は少なくありません。熊本地震からの復旧・復興、竹バイオマス問題、光ファイバー問題など、一定程度解決のめどがついたと感じられる課題もあれば、一方で、これから解決に当たらなければならない課題などたくさんあります。

藤木町政が2期8年で解決に取り組んできた課題の現状及び今後の課題について、質問をします。

個別の質問につきましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の、藤木町政が8年間で解決に取り組んできた課題の現状について、お答えをいたします。

これまでの8年間で振り返りますと、就任1年後の未曾有の熊本地震からの早期復旧と創造的復興に全力で取り組んでまいりました。地震直後、被災された町民の方々の日常生活確保に向けて整備した仮設住宅の入居者が昨年9月に無事に退居が完了し、自ら住宅再建が難しい被災者に対しても、災害公営住宅等を整備し、日常生活を取り戻すことができていると感じております。

また、創造的復興を目指し、シンボルとして掲げた企業誘致も進め、御船インターチェンジ周辺への進展を遂げることができました。今後においても、さらなる企業誘致を進め、御船町の発展につないでいく必要があります。

一方で、コロナの世界的パンデミック対応などにより、否応なく、町長就任当初の思いとは異なる町政運営を強いられた部分もあります。このような厳しい状況の中、コロナ感染者の増加傾向による影響も大きく、復興についてはまだまだ道半ばであり、これから取り組んでいかなければならない課題も数多くあります。

町長就任直後の竹バイオマス問題に対し、約3億円に加え多額の裁判費用、そして金額でははかることのできない町民の方々の負担及び町職員の負担が生じたことに関しては、裁判が全て終結し区切りがついた形ではありますが、損害賠償金の回収もあり、問題が解決したとは言い難い状況であります。

また、町が整備した光ファイバー網については、民間譲渡の手続が順調に進み、来年4月には民営化が完了する予定であります。その事業に関しての町の課題は解消することになります。最後の問題として、民間譲渡後のトラブルが生じないように、スムーズな民間移行手続を進める必要があります。

これからは、町の課題解決を通して、全ての町民がわくわくする御船町を作り上げていかなければならないと決意しているところであります。

その他個別質問については、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） それでは、まず熊本地震からの復旧・復興について質問します。

熊本地震による被害概要及び復旧の概要はどのようになっていますか。

○総務課長（野口壮一君） まず、人的被害について、死者が災害関連死を含めて10名、重症者が11名の被害が発生、住家被害については、全壊が444世帯、大規模半壊を含め2,379世

帯、一部損壊が2,178世帯で、当時の世帯数に占める約70%が被害を受けたことになりま
す。復旧の現状として、道路、橋梁、河川、農地並びに学校教育施設などの町公共施設、
また最後まで難工事でありました大規模盛土造成地滑動崩落防止事業が本年8月に完了し、
災害復旧工事が終了しました。

熊本地震に係る災害復旧費用として、総額約76億円と多額の費用が強いられました。

○9番（福永 啓君） そうしますと、熊本地震からの復旧は、これは完了したということ
ですか。

○総務課長（野口壮一君） いまだに以前の姿を取り戻すことができない集落、また被災によ
り耕作放棄地が増えた農地なども存在することから、御船町が地震以前の姿を取り戻すま
では至ってないが、一定の目安をつけることはできたと考えております。

○9番（福永 啓君） 熊本地震からの復旧・復興に関しましては、熊本県及び御船町は創造
的復興を目標にしてきました。復旧とは、言うまでもなく以前の姿を取り戻すことなん
ですが、創造的復興とは、御船町を単に地震前の姿に戻すのではなく、よりよい状態にす
ることです。私もこれまで答弁であったとおり、単なる復旧に関しましては、それは完全
ではないものの、一定程度の目安はついてきたようにも感じます。

一方で、創造的復興のための取組みについては、先ほども町長がちょっとおっしゃい
ましたけれども、まだまだこれからの部分も、これは多いと感じます。創造的復興につ
いて、どのような部分ができていて、どのような部分がまだまだなのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

コストコ誘致や複合型宿泊施設、さらには流通倉庫施設の誘致など、企業誘致に関し
ては、一定程度の成果が上がっていると考えております。また、農業基盤の復旧・復興に
当たっても一定の道筋を示すことができているとも考えております。

一方で、創造的復興で、大変重要な部分である心の復興に関しては、コロナ禍の影響
もあり道半ばであります。全ての町民の方々が本当によい町になった、わくわくする町に
なったと感じていただけるように、教育、環境、文化、芸術、スポーツ等、心の復興に資
する施策に関して、ソフト面、ハード面、共に力を入れていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 町民の方々が、御船町は復興したなど、本当にいい町になったな、わ
くわくするような町になったなど感じるのはどこで感じるかといえば、これは心なわけな
んです。心の復興は必要不可欠です。逆に言えば、心の復興がなければ創造的復興はなし

得ないとも言えます。教育、環境、文化、芸術、スポーツ等、心の復興に資する施策に対して、今町長がおっしゃったように、ソフト面、ハード面共に力を入れるとともに、今おっしゃった企業誘致、農業基盤再生にあたっては、町民の思い、心を大事にしていきたいと、そのように思います。

さて、藤木町政が誕生するきっかけと言ってもいいと思いますが、御船竹バイオマス問題です。全ての裁判が終わり、法的には判断が確定しました。しかし町が失ったお金を取り戻すことはほぼできていません。

まず、この竹バイオマス問題で、御船町にはどの程度の被害が生じたのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

破産しました事業会社に代わりまして、町が国に補助金を返還した金額が約3億円。住民訴訟請求ほか住民訴訟、町から元町長への損害賠償請求といった一連の法手続に対しまして、約3,600万円かかっております。加えまして、金額に算出することが難しい町民の方の負担、それから職員の負担が大きいと考えています。

一方で、破産手続等で、元事業会社から取り戻すことができた金額が約660万円となっております。

○9番（福永 啓君） 今現在なんですが、法的に認められ、現在もですが、町が債権として保有している金額、それは幾らですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

山本氏個人に対しまして、損害賠償金が約9,300万円で、遅延損害金が11月末現在で、約5,500万円の合計約1億5,000万円となっております。事業会社元社長の別役氏が、損害賠償金とその遅延損害金で約2,300万円となっております。2人の合計が11月末時点で、約1億7,000万円となっております。

○9番（福永 啓君） 竹バイオマス問題によって御船町が失った金額、金額だけだったら約3億円ですね。それに加えて裁判費用、町民の負担、職員の負担です。これも大きいです。一方で取り戻すことができた金額は、先ほどおっしゃいましたが660万円と、そして現在、請求できる当てがある金額は1億7,000万円と。この部分の責任に関しては、法的に元町長個人の責任が認められているわけなんですけど、一方、町の損害のうち、個人の責任が認定されず、請求の当てすらなかった2億円を超える金額等、これは職員の負担、町民の負担。これは、もう既に確定しているんです。これに対する責任は、これはどこにあると考

えますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、3億円のうち1億円につきましては山本氏個人に責任があると裁判所が判断しておりますけれども、残り2億円のお金が返ってこないという事実は、揺るがないというものであります。

町としまして、この事実を謙虚に受け止めまして、二度と同様のことが起きないように努めていかなければならないと考えています。

○9番（福永 啓君） その気持ちはわかります。私も同様に、そのように努めていかなければならないと考えます。ただ、竹バイオマス問題で町の財政に直接生じた3億円の被害のうち、1億円については今おっしゃったように個人責任が確定したものの、残り2億円に対しましては、本来の債務者である事業会社が破産し、また個人の責任が認められなかったことなどから、本来、法的にも個人のどこにも請求先がもう既になくなってしまっているんですね。それで、議会も債権放棄に同意しました。もう既に町の損失が確定しているわけなんですけど、さっき私がお聞きしているのは、この法的にはどこにも責任をとることなく、誰にも請求することができなくなったんですが、現に町の財政の欠損が確定している、この2億円、この部分については、責任は本来誰が負わなければいけないのか。その責任を、町はどのように認識しているかということ、先ほどお聞きしたところです。御回答をお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

最終的には、その責任は町で負わなければならないものと理解しております。その当時は公益性が高いものと判断し行ったのではありますけれども、結果として2億円もの負担を町民の皆様にご負担をさせていただきました。このことは大変重いものだと認識しております。

○9番（福永 啓君） 最終的にはそう考えざるを得なくなってしまいますよね。町にとっても町民にとっても、これはあまりにも高い授業料となってしまったわけなんですけど、なぜこのような問題が生じたのか。このような問題を二度と起こさないためにはどうしたらいいのかと考え、その教訓は必ず将来に生かさなければなりません。この問題を通して、町はどのような教訓を得て、その教訓をどのように生かしているのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

住民訴訟では、住民の主張が認められ、その後の選挙では町民の判断により私が町長

に当選することができております。その後の裁判の中では、町の主張が全面的に認められましたが、一連の竹バイオマス問題によって町に大きな負担が生じたこともまた事実であります。

町長就任後、これまでの町の方針を転換し、課題解決に当たり、法的には解決を見た形にはなっておりますが、一方で、この問題は現町長である私にとっても大変大きな教訓となっており、このような問題が二度と起こることがないように、自分自身を常に戒めるとともに、町民や職員から広く考えを伺いながら、適切な町営運営に努めていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） いろいろな問題が生じると思います。そういうのが生じたときに、その問題を解決するために、そして将来の教訓とするためには、一番重要なこと、欠かせないことは原因の究明です。竹バイオマス問題について、なぜこのような問題が生じたのかという、原因の分析、究明、検証しなければ、本当の意味での課題解決にも今後の教訓にもつなげられません。

竹バイオマス問題が表面化してから早10数年です。なぜこのような問題が生じたのかについては、どのように考えていますか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

今回の件、期待を持って事業に着手したものの、途中で事業遂行に問題が生じたことが判明したという経緯があります。町は、それを立ち止まって止めることができず、そのまま継続して事業を進めていったことだと思っております。そこに大きな問題があるのだと私自身は考えております。

町がいろいろな事業を進める上で、計画当時の立案や進行中の管理、問題や課題が発生したときの再検討、そういったものを確実にやって事業を進めていったならば、町民にこのような大きな負担をかけるという事態が生じることはなかったと思います。それを私たちは身をもって経験したということになります。

この経験から、計画の立案、管理、終了までしっかりと確認しながら、町政運営に努めなければならないと思っております。

○9番（福永 啓君） そうですね。特に2回目の補助金、この補助金は2億円と1億円と別々に支払われているわけなんですけど、2回目の補助金1億円が支払われたときです。これは判決でも指摘されていまして。自己資金がほとんどなく、融資と補助金に頼っていた

事業計画でしたので、金融機関が融資を拒絶したということは、普通合理的に考えれば、事業の継続は極めて困難な状況に陥ったこととなります。結局は町全体の負担となってしまった最初の2億円の補助金を支出する前なども、幾つも立ち止まらなければならない時期はあったんでしょうけれども、遅くとも、この1億円の補助金を支払う前には、これは踏みとどまらなければならなかった。といいますか、合理的な判断ができるのであれば、踏みとどまらざるを得なかった状況であると、私は考えています。仮にここで踏みとどまっていれば、その後の被害拡大はなかったわけですね。

しかし、ではこの時点でなぜ踏みとどまられなかったか。これは、実はこの時点で、町は既に多くの労力を費やしていました。そして先ほど言った補助金2億円を既に支払っていたんですね。これまでに支払った2億円の補助金と町がこれまでにかけていた労力、これが事業会社の極めて脆弱な体質と相まって、町にとっての巨額な埋没費用、これはサンクコストとも言いますが、つまり、仮に事業の撤退、中止をしても、戻ってこないお金と労力になってしまったのだと思います。

そして、その埋没費用にとらわれるあまり、いわゆるコンコルド効果と言われるのですが、つまり、まずいとわかっていながらもやめることができない心理状態、それに陥って、合理的な判断ができなくなったのではないかなど、私は考えています。そして、その後を支払われた補助金1億円については、執行責任者である当時の町長の責任が確定しています。

しかし、そもそも論でよく考えてみれば、何の問題もなくスムーズに進む事業というものの方が極めて珍しいわけですね。例え不慮の事態が生じたとしても、立ち止まって考えなければならないことがあったとしても、竹バイオマス問題のように、極めて巨額の負担が町にかからないようにしなければならないのは当たり前のことです。当時の町長も、当初はこの事業は企業誘致のようなもので、町に損害が及ぶことはないなどと説明したことを私も聞いています。これは、そもそも論になってしまうのですが、もう10年以上も前の話ですので御存じない方のためにもですね。

制度上、なぜ町に3億円という多大な損害が生じることになったのか、これを簡潔に説明してください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

この竹バイオマス事業の補助事業ですけれども、計画主体は町でありまして、事業主

体が事業会社となっております。補助金は国から町を通しまして事業会社に支払われています。仮に、補助金返還を命じられるような不測の事態が起きた場合は、制度上、まず事業会社が町に補助金を返還しなければなりません。その後、町は事業会社から返還された補助金を国に返すという制度になっておりました。

しかし、竹バイオマス事業では、事業者から補助金の返還を受けることができないまま、町の財政調整基金を使いまして、国に対し約3億円という補助金相当額を返還しております。このことによりまして、町の財政に約3億円の穴が空いてしまったということになります。

その後、事業会社は町へ補助金を返還することなく破産したということになっております。

○9番（福永 啓君） つまり、事業自体が計画どおりにいかず、補助金返還を迫られるような事態に陥ったとしても、仮に事業会社が補助金返還にも十分対応できる能力、体力を持っていたとしたら、そもそも町に損害は生じていない、ということになるんですよね。実際このような例があって、四国でも補助金の返還が生じ、同様の事業がありました。しかし、事業会社が補助金を返還したことにより、自治体に対する実害は生じておりません。事業会社の見極め及び、町が背負う可能性のあるリスクの評価、これにも大きな課題があったのではないかなと感じております。

さて、竹バイオマス事業に関して、今まで申し上げましたのは、補助金の支出に関する経緯ですので、主に執行部ですね。執行部の責任について、今、お話をさせていただきました。

一方で、ここの議会に対する課題も、私は確かにあると考えているんです。町が事業会社に対して計約3億円の補助金を支出したものの、金融会社からの融資を拒絶され、事業が立ち往生していました。そこに降って湧いたように、某財団法人からの13億円もの融資か出資かわからないような話が町に持ち込まれました。結局、これは架空の話だったんですけれどもね。しかし、それを根拠として、事業会社に対し、町が出資し、事業会社を第三セクター化し、町が保証人となるという説明が議会の全員協議会が行われたのです。そして、その後第三セクター化に必要な予算案が議会に上程されました。そこで、議会は可決してしまったんです。それを受けて、初めて事業に対する反対の住民運動が起こったという経緯があります。

議会において、全員協議会で、元町長が説明したときに、そして第三セクターに必要な予算案が議会に提案されたときに、議会が判断できる、決めることができる機会が確かにあったんです。議会はその後百条委員会を設置するなど一定の役割を果たしてきたものの、遅くとも先ほどの時点で、議会が能動的な調査を行っていたのなら、第三セクター化に必要な予算案を否決できていたのなら、住民監査請求や住民訴訟につながるような事態は避けられて、住民の負担も、職員のその後の負担も、その後の裁判に対する町の負担も、そして住民と町の対立も避けられていたのではないのでしょうか。

この部分に関しましては、議会に対する大いなる反省材料でもあり、大いなる教訓でもあると私は考えています。

さて、町が債権を持ちながらも回収できていない部分に関しては、回収を進めなければ、そのほかの滞納された町税や使用料などについての回収においても、町民の間に不公平が生じかねません。税や使用料の徴収業務自体に影響を与えかねないことなどからも率先して進めるべきと考えますがどうですか。回収状況の現状も併せて説明してください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

これまでの回収の状況につきましては、平成28年度に竹資源開発の破産処理時に約660万円を回収しております。それから、今年度預貯金の差押えを行いまして、山本氏個人から4万2,146円を回収しております。

議員が懸念されているように、滞納された町税や使用料等についての徴収業務に支障をきたすことがないように、今後も率先して債権回収を進めてまいります。

○9番（福永 啓君） 竹バイオマス問題に生じた町の損失については、もちろん判決で指摘されたように、当時の町長個人の責任による部分が大きいことも確かです。しかしそれ以外にも行政として、議会として、そして一町民としても教訓とすべきことが多くあります。この竹バイオマス事件というのは、これはよかった過去の思い出ではなくて、町の過ちでもありますので、やはりもうなかったことにしたくなる方々もいるかもしれません。そういう気持ちも私はわからないのではないです。

しかし、前にも申し上げましたが、過ちて改めざる、これが過ちなんですね、論語ですけど。御船町は過ちて改めたんです。結果、過ちを犯さなかった町であるとも言えるんですよ。過去の過ちを教訓としながらも、決して萎縮することなく、胸を張って未来に向かって果敢に行政運営に職員の皆様には取り組んでいただきたいと、そのように思います。

さて次に、光ファイバーについて質問します。これは課題を抱えて、10数年前に公設民営で町内に敷設された光ファイバー網ですが、民間への無償譲渡となり現在手続が進んでいます。この問題も竹バイオマス問題同様、藤木町政で発生したものではなくて、課題解決のみが強いられた課題です。民間譲渡が終われば町としての課題は一定程度解決されるとは考えますが、今後のためにも、なぜこのようなことになったのかの検証が必要だと考えます。

まずは、民間譲渡手続の現状について、簡潔に説明を求めます。

○総務課長（野口壮一君） 令和3年12月議会において、国の交付金で整備した光ファイバー施設の財産無償譲渡に関する議案を議決いただきました。現在は、有償譲渡に係る手続について、対象となる設備の精査を行っているところであります。来年2月に譲渡仮契約を締結し、3月議会に財産有償譲渡に係る議案を上程の予定であります。

一方、移譲先である運営事業者、株式会社Q T n e t が新センター局の整備を行っております。局舎新設工事が予定どおり完了しており、今後、来年2月末までにケーブルの切替工事が終了することで、4月1日から民設民営による光ブロードバンドサービスを開始することになります。

○9番（福永 啓君） 4月に譲渡完了ということなのですが、これはもうちょっと何とか早くありませんか。

○総務課長（野口壮一君） 当該民間移行に係る詳細協定書の中で、民間移行時期を令和5年4月1日と規定して進めている現状であります。事業者は町への補助金交付申請手続に当たり、この4月1日をゴールに設定したセンター局整備、ケーブルのつなぎ替えなど、全ての事業項目をスケジュールに落として今進められているというのが現状であります。

○9番（福永 啓君） 本当は前倒しで進めますと言ってほしかったところではあるのですが。さて、民間譲渡となった光ファイバーの維持管理に関して、当初の町の説明では、1,600件の加入を想定し、それで出た利益を基金に積み立てて、将来予想される庁舎内の基地局の機器類更新に充て、維持管理を行っていくという説明でした。私は当時、この説明に関しては極めて懐疑的でした。理由としては、大きく2つ。1つ目は、もう多様なブロードバンド環境が存在し、今後のICT環境に大きな変革、革命までが起こるようなことが予想される中、果たして1,600というもくろみどおりの加入者が集まるのでしょうかと。そして、機器類の更新ができるような基金が積み上がるのでしょうかという点です。

2点目なのですが、そもそもその契約書の中に、将来予想される光ファイバー本線の更新費用が交わされておりませんでした。これでは将来に町が多大な負担を強いられる可能性が確定しているのではないかという点です。

まず1つ目の懸念、これは無線系の通信に比べて、光ファイバーが安定性が評価されたのでしょう。それとともに職員の努力もあってだと思っただけですが、私の予想とか、当初のもくろみも外れて、加入者は1,600人よりも大幅に増えているんですよ。加入者が増えればそれだけ利益も増えて、基金に積み上がる額も増えることが想定されるはずなんですけど、しかし、現実には逆なんです。加入者が増えた一方で、基金に積み上げられるはずの利益はなくなって、当初、特別会計の中に、この議会でも議論をしましたが、特別会計の中に人件費を含まないという、イレギュラーな会計措置で、数値上若干積み上っていた基金もなくなって、一般会計からの繰入れを余儀なくされるような状態になりました。おかしいと思っただけですよ。なぜこのような状態になったのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 加入者は順調に増加し、比例して施設の貸付収入も増えております。反面、加入者が増えれば、ケーブルの引込工事費、設備の保守管理委託料及び電柱の借用料の増加につながりました。また、熊本地震や九州中央自動車道の建設の影響により、線路設備の移設に要する費用が増加しました。ブロードバンドゼロ地域を解消する最良の手段としてこの事業を採用したものと考えますが、結果的に、手段の選定判断及び事業計画の立案に課題があったように感じております。

反省すべき点は反省し、今後の施策展開に生かしてまいります。

○9番（福永 啓君） 私の2つ目の懸念です。将来予想される光ファイバー本線の更新費用が勘案されておらず、将来的に町が多大な負担を強いられる可能性は確定しているのではないかという点に関しましては、当初より明確な答弁をいただいたことは1回もないんですよ。そうですねくらいの話しか。ただ、多くの自治体で同じような課題を抱えることになるので、その時期はまた国からの補助金が期待できるのではないかといった、非常に無責任な答弁があったことは記憶しています。

さて、当初より課題を抱えていると思わざるを得ないこの事業でしたが、どう解決を図るか大きく3つの選択肢がありました。1つは、もう何とかこのままの形で改善を図りながら運営していく方法、1つはもうやめたと。単なる事業中止、1つはですね。そしてもう1つが今回解決方法として町が採用した事業の民間譲渡です。今回はなぜこの3つ

目の選択肢、事業の民間譲渡を選択したのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） まず、国の補助金を使い整備した施設であるとともに、広く町民に声をかけて町が責任を持って始めた事業であることなどから、事業の中止の選択はできず、設備を譲渡し、民間に移行するほかに、選択肢はありませんでした。

運用開始から11年を超えますが、これまでも光ネットワークの健全な運用を目指し、加入促進などの努力を続けてきました。しかし、補助事業の目的がブロードバンドゼロ地域の解消であったことから、事業展開も限られ、また町組織が得意としない、収益事業的側面なども大きいことから、将来的な維持管理経費を含め、特別会計の中で事業を運営していくためには、一般会計からの継続的な繰入れが避けられない状況でした。

現在の公設民営方式で光ネットワーク運営を継続していくことは、町全対として厳しい財政運営を強いられることになるため、設備を民間事業者に譲渡し、民設民営方式へ移行する道を選択しました。

○9番（福永 啓君） 民間譲渡の条件を簡潔に説明してください。

○総務課長（野口壮一君） 民間移行事業に関する基本協定で、当初の交付金事業約8億円で整備した設備、センター局機器、線の設備、引込み設備など、運営事業者は無償譲渡いたします。また、平成23年度から町単独費で整備した設備を有償譲渡とする条件となっております。

民間移行事業に係る費用について、町は運営事業者に対して、令和3年度から令和5年度の3年間に7,986万2,000円を上限とする補助金を、民間委譲運営事業者へ支出することになっております。

一方で、町が独自に平成23年度以降に整備した設備について、現時点で1億1,900万円で同事業者に有償譲渡する予定であります。

○9番（福永 啓君） 確認すれば、約8億円の補助金で整備した設備を無償で民間に譲渡し、加えて約8,000万円の補助金という追銭を打つと。ただ一方で、町が独自に整備した機器については、約1億2,000万円で売却するため、民間移行事業に当たって、これは事業のみに当たってなのですが、町の実質上の負担はなく、逆に、約4,000万円程度の売却益が生じるという計画であるということですか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃった内容で間違いございません。

○9番（福永 啓君） そういうふうに、譲渡において、町に対する直接の財政負担がないよ

うに、譲渡交渉をされた職員の労力に関しましては、これは心より敬意を表します。

ただ一方で、町の直接負担がないとはいえ、約8億円という、これは国の補助金です。もともと皆さんの税金なんです。しかも、この補助金の半分は、この事業以外にも使えたところを、ほかの事業に優先してこの事業に投入しています。この部分は無償で民間に譲渡されていますので、決して手放しでは喜べないといえますか、今回の民間譲渡による事業精算というものは、これはある意味とても大きな決断でもあったと思うんですよ。

町長、この民間譲渡という、大きな決断に至った思いをお聞かせいただきたい。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

御船光ネットワークの民間譲渡は、議員御指摘のとおり、大変重要な決断でありました。国の補助金を使い、町が責任を持って始めた事業であるので、このまま事業内容を改善しながら、何とか続けることができないかとも考えた時期もありました。しかし、先ほどの課長答弁にもあったように、このままでは町の財政上多額の負担を強いられることとなります。加えて、約4万円という高額な加入者負担金や申込みから通信開通までの工事期間の長期化など、光ファイバーを希望する町民の方々からの苦情も絶えませんでした。

また、町が公費で光ファイバーを敷設したことが同業他社の事業展開に対し影響を与えた側面もあり、そのことで光インターネットサービスに関する選択肢を奪い、企業誘致にも影響が及んでいる状況でありました。ブロードバンドゼロ地域の解消という目的を果たし、今後における財政面や町民、事業者の利便性等を考えた結果、町としては苦渋の決断、しかし、最善の決断として、今回の民間事業者譲渡となりました。

○9番（福永 啓君） 光ファイバー問題なんですけど、これは町が背負わされた大きな問題であり、解決策は、当初民間譲渡しか、これはないのではないんですかということ、私も過去の議会でたびたび提言させていただいておりました。まさにこれは苦渋の決断。けれども最善の選択肢だったと思います。町長の決断は、これは大いに評価します。

時期に関してなのですが、できればもうちょっと早い時期に、譲渡ができればそれに越したことはなかったんですけど、いかんせん、国の補助事業でもあったことから、補助金返還が生じない時期ということで今の時期になったこともこれは理解はできます。といいますか、もう少しこの決断が遅れていたなら、町の直接負担すら生じかねず、時期もある程度絶妙だったと言えるかもしれません。しかし、今回の事業譲渡で問題解決、めでたしめでたしでは私はないと思うんです。竹バイオマス問題同様、この問題も教訓とし

て、なぜこのようなことが起こったのか、今後このようなことを起こさないためにはどうすればいいのかと考え、今後の行政運営に生かさなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 議員の指摘は重々理解をいたします。まだ譲渡が完了したわけではありませんが、町としては設備を譲渡して、それで終わりとは思っていません。民間後の御船光ネットワーク運用を注視するとともに、これまで事業計画から運営展開までの事業見通しが十分でなかったことを踏まえ、今後の町行政運営に活かしていきたいと考えます。

○9番（福永 啓君） 竹バイオマス問題にしる光ファイバー問題にしる、行政が行った行為を反省し改めるとするのは本当に難しいことだと感じています。それは行政には限らないところもあると思うんですが、しかしやはり、先ほど言ったことと同じですよ。過ちで改めざる、これが過ちなんです。不都合な事実から決して目を背けることなく、将来への糧としていかなければならない、これは私自身に対しても言い聞かせているところです。

さて、これまで、熊本地震、竹バイオマス、光ファイバーと、藤木町政が8年間で解決に取り組んできた課題の現状について質問しました。しかし、これ以外でも、藤木町政として解決に取り組まなければならない多種多様な課題が存在します。御船町が抱えている重要な課題をどのように認識し、その課題の解決にどのように取り組んでいるのかお聞きします。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

議員御指摘の竹バイオマス問題をはじめとした諸課題については、引き続き解決に向けて自分自身取り組んでまいりたいと思っております。

また、新たに発生した重要な課題として、上益城5町で進めているごみ焼却施設整備が掲げられますが、客観的な評価を踏まえた効果的な対策を講じながら、従前の計画と比較して、財政面のみならず環境面においても、よりよい計画であることを丁寧に説明していくことで、町民の皆様の御理解を得ていきたいと考えております。

これ以外にも、人口減少や高齢化に伴う中山間地域の問題をはじめ、解決しなければならない政策的課題が山積しておりますが、一つ一つ整理をし、優先順位を見極めながら、着実に取り組み進めていく覚悟であります。

○9番（福永 啓君） ごみ焼却場問題については、私も複数回一般質問をしました。これに

は、今反対運動もごさいます。この中で大きく分ければ私は3つの課題があると考えています。1つ目は、この新たな計画なんです、本当に以前の計画に比べて財政面のみならず環境面においても、よりよい計画であるかどうかという点です。2つ目が、仮にそうであったとしても、本当にその計画に沿った事業が行われるかという点です。そして3つ目、もしこの計画が白紙となった場合はどうなるのですかという点です。

1つ目と2つ目に関しましては、現時点の町の説明、議会答弁、また業者の説明によれば、確かに計画自体は以前の計画より優れており、実効性も担保できていると感じることはできます。ただし、それはあくまでも計画推進側からの説明をもとにしており、議会としても独自の調査をする必要があるのではないかなと感じています。

3つ目、これなんです、もし計画が白紙となった場合はどうなるかという点なんです、以前の一般質問では、元の計画に戻らざるを得ないのではないかという認識を示されたと思うのですが、現在もそういう理解で構わないのですか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

議員御指摘の理解のとおりであります。当該事業については、上益城5町が保有する既存の一般廃棄物焼却施設が老朽化し、使用ができなくなることに端を発した事業であり、仮に何らかの要因により現在検討している民間事業者による計画が白紙になった場合においても、一般廃棄物の処理の統括的責任は市町村にあります。

また、一般廃棄物処理施設建設の用地選定は適切な手続により完了しており、用地の取得についても、おおむね完了しているところであります。現時点では、広域連合や5町で民間事業者による計画が白紙になった場合の具体的な協議は行っておりませんが、このようなことから、5町の一般廃棄物処理施設と最終処分場を含めた従前の計画にならないと考えております。

○9番（福永 啓君） そういう説明は理解できます。であるのであれば、やはり以前の計画と新たな計画の比較検討が大変重要となってきます。これについては、今から詳しく質問しようとするれば、またこれから1時間かかりますので、今日はここで切り上げます。

そのほかにも、私が考える、御船町が抱える重要な課題の1つに、内水問題。これは住民の生命財産に直接かかわる非常に重要な課題でもあると思いますが、この課題についてはどのように認識し、どのように対処していくおつもりですか。

○町長（藤木正幸君） 議員御指摘のとおり、当町においても、内水問題の対策は重要な課題

の1つと認識をしております。内水対策については、現在、役場関係課及び上益城地域振興局で構成する内水対策検討プロジェクトチームを構成して、短・中・長期にわたる対策と検討を、短期にできる対策の予算化や、大雨時の内水被害状況の共有などを今現在行っているところであります。

その対策検討の中で、流末である矢形川の改修も有効な手段として検討していますが、改修には多額の費用や時間を要することから、喫緊の課題である内水問題の解決策としては十分であるとは言えません。

内水問題は町民の生命、財産に直接かかわる非常に重要な課題であります。定期的な水路のしゅんせつや仮設ポンプの設置などの、これまでの取組みは継続しながらも、浸水シミュレーションによる効果的な場所への調整池の設置を含め、あらゆる手段を検討してまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） この内水問題なのですが、町では内水浸水想定図というものが作成されて、ホームページでも公開されています。この想定図なのですが、これは既に、床下浸水が確認されて、浸水時の写真付きで地域住民の方から議会に陳情を受け、議会としても採択している部分に関する地域が想定図では浸水想定図とされていないんです。これは何ですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現在、町のホームページに掲載してあります内水浸水想定区域図につきましては、それまで内水被害の状況を図示したものがなかったことを踏まえまして、令和2年7月11日に、御船町に実際降りました最大時間雨量42ミリの降雨量で生じた現状をもとにシミュレーションし作成したものでございます。

当然、当該シミュレーションに当たりましては、実際に目視により冠水や水路からの溢水の状況を確認し反映をしており、最大時間雨量42ミリ前後の降雨量であれば、実際の内水被害の状況に極めて近いものということになります。

冠水の状況は地図上に色つきで表示してございますが、浸水深5センチ以下は表示されませんので、令和2年7月11日に降った雨では、議員御指摘の箇所は浸水深が5センチ以下であったものと考えられます。

○9番（福永 啓君） 時間雨量42ミリです。これはいわゆる激しい雨ではあります。しかし近年50ミリから80ミリの極めて激しい雨や80ミリ以上の猛烈な雨、これも熊本を含め日本

全国で頻発しています。内水浸水想定図としてあるので、いわゆるハザードマップと理解していいのですか。42ミリの時間降水量でしたシミュレーションは、これはハザードマップとしての体をなしてはいないと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘の内水浸水想定区域図の考え方としまして、内水により住民の生命や財産に被害を与える可能性がある床下浸水が予想される浸水深や、浸水深50センチ以上の床上浸水のリスクがある区域をあらかじめ把握することが重要であると考えています。

住民の避難に用いますハザードマップにつきましては、国から令和7年度までに最大規模雨量100ミリ超を想定した内水浸水想定区域図の作成を求められておりますので、その作成した区域図をもとに、内水ハザードマップを令和8年度に作成し配布する予定としてございます。

○9番（福永 啓君） 内水浸水問題は、これは本当に住民の財産・生命に直結する問題ですので、早急にハザードマップを作っていただき、町民の方々に配布をお願いしたいと思います。

それ以外にも、多々、御船町として解決しなければならない課題があると思います。例えば下水道問題とか、私も質問を予定していました。しかし、時間がそろそろ来てしまいましたので、それにつきましては、今後また、3月の一般質問にも持ち越していきたいかなと思います。

これ以外にも、幾つも課題はあるんですよ。これまでに解決し取り組んできた課題もあります。また御船町が抱える課題解決に対してこうしたいという、町長個人の意気込みもあると思います。ぜひ、今御船町が抱える課題解決に対しての意気込みを、最後に町長お聞かせいただきたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答え申し上げます

今回の福永議員からの質疑を通し、まずは引き続き熊本地震からの町民の方々の心の復興に向けた創造的な復興をなし遂げ、町の最上位計画である総合計画に掲げる「わくわくする御船町」を町民の多くの方々が実感できるよう、町長として舵取りを行わせていただきたいと思います。

また、御指摘いただいた、いまだに解決に至っていない課題の解決に向けて、真摯に取り組むとともに、今後避けられない人口減少や高齢化に伴う中山間地域の課題をはじめ、

子育て環境の充実、デジタル技術の活用、行政サービスの向上、農業産業の振興など一つ一つ整理し、優先順位を見極め、未来の御船町を創造した施策展開に向けて、着実に取り組み進めてまいりたいと思っています。

熊本地震そしてコロナ禍という状況にあります。議員からありましたように、心の復興、大変大事であります。この心の復興を町内を通して考え、そして前に進めていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） 終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、午後1時10分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時11分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○10番（田上 忍君） 10番、田上忍です。先般通告していた内容について質問いたします。

低所得者、ひとり親世帯についての支援について質問いたします。

御船町に住んでいても熊本市に住んでいても、熊本県に住んでいれば同じ支援が受けられるべきだと私は思っております。そこで、今回御船町がどうなっているかについて、質問していきます。

あと個別質問は、質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の、低所得者、ひとり親世帯への支援について、お答えいたします。

低所得、ひとり親子育て世帯が抱える悩みは様々であり、個々の状況に応じ、多方面からの支援を必要としています。本町においては、子育てや教育、医療等にかかわるそれぞれの窓口において相談事業を行うとともに、支援内容に応じ、福祉、教育、医療等の関係部署が連携して対応し、それぞれのケースに沿った支援につなげているところです。

また、今年度から助成対象を高校生まで拡大した子ども医療費に加え、低所得、ひとり親世帯への子育て給付金支給、ひとり親医療費助成、就学支援など、経済的な支援にも取り組んでまいりました。今後も引き続き関係部署が課題等を共有し、役割分担等連携により必要な支援に確実につなげ、保護者がゆとりを持って子どもと向き合い、子育てがで

きるよう、低所得、ひとり親の子育て世帯に対する支援に取り組んでまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○10番（田上 忍君） それでは、まずこの低所得者、ひとり親世帯への支援という件については、生活支援の部分と就学支援の部分があると思います。まず、生活支援について質問していきます。まず生活支援については、どうなっていますでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

生活支援はどうなっているかということですが、低所得者、ひとり親世帯への支援につきましては、相談型の支援として、低所得、ひとり親家庭等の保護者が抱える子育ての悩みや経済的な問題、自立に関する問題など、様々な問題について相談をお受けし、問題解決に向けた伴走型の支援を行う窓口として、こども未来課に今年度から、子ども家庭総合支援拠点を設置し、専門職及び児童相談員が業務に当たっています。

具体的には電話、来所、必要に応じて家庭訪問などで相談をお受けし、離婚前からの相談、死別や離婚後の母子・父子家庭の生活に関する相談、利用できる各種手当、手続、制度についての案内など、子育て世帯の必要な情報を、お知らせや様々な関係機関と連携して継続的に子どもたちのよりよい育ちと保護者の困り事のサポートをしています。

○10番（田上 忍君） よくわかりました。いろんな支援があるということですが、ひとつ該当の方から聞いたことがあるんですが、役場に来て、どこへ行っていいかわからない。幾つも課を行かなければいけないということも聞いたことがあります。今はそのあたりはどうでしょうか。もうそこは、こことここに行けば大丈夫よというようにわかりやすくなっているのかどうか、その点についてお伺いします。

○こども未来課長（沖 勝久君） 先ほど、町長の答弁からもありましたとおり、低所得やひとり親の子育て世帯が抱える悩みというのは様々であります。個々の状況に応じ、多方面からの支援を必要としている観点から、それぞれの課の窓口が入り口となります。しかしながら、なぜこども未来課があるかということを考えますと、多くの子育て世帯の方々が、こども未来課を窓口としまして、お尋ねをいただいているところです。そういう中で御相談をいただきました中身につきましては、こども未来課から各課につないでいるという状況になります。

○10番（田上 忍君） わかりました。要するにこども未来課に行けば、あとは全部つなげてくれるということで、理解いたしました。

では続けて、今は相談型の支援ということでお聞きしたんですが、経済的な支援についてはどうなっていますでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

経済的な支援につきましては、まずは子育て世帯への経済的な支援として、児童手当、子ども医療費助成、養育医療費、育児用品券があります。プラスして、ひとり親に特化した支援としまして、児童扶養手当、ひとり親家庭等の医療費助成、また今年度の限定措置として、子育て世帯生活支援特別給付金がございます。

○10番（田上 忍君） では、今支援の内容について説明いただきましたが、その支援を受ける基準というか、そのあたりはどうなっていますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） 支援の基準についてお答えします。それぞれの支援の基準につきましては、支給される対象者の方をもとにお答えしたいと思います。

児童手当が15歳までの子どもを養育する保護者、子ども医療費助成が18歳までの子どもを養育する保護者、養育医療費が入院治療が必要な1歳未満の未熟児を養育する保護者、育児用品券が第3子以降の子どもを養育する保護者で、ゼロ歳から2歳までの期間、児童扶養手当が18歳までの子どもを養育するひとり親、ひとり親家庭等医療費助成がひとり親家庭の児童とその保護者、子育て世帯特別給付金につきましては、児童扶養手当を受給する保護者、令和4年3月31日時点で18歳未満の子どもを養育する令和4年度住民税非課税の保護者及び令和4年中の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった保護者となっています。

○10番（田上 忍君） 今の答弁を聞きますと、御船町で特別な何かをやっているということはないように感じました。これは、わかる範囲で結構ですけれども、今の条件は、ほかの自治体と比べてどうなのでしょう。ほかの自治体でも同じなのでしょう。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

児童手当、養育医療費、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、子育て世帯特別給付金につきましては、他の自治体と同じ支援基準となっています。また、子ども医療費助成につきましては、一部の自治体を除き、ほかの自治体と同じ支援基準となっています。

なお、育児用品券につきましては、御船町独自の支援事業となっていますので、支援基準も独自のものとなっています。

○10番（田上 忍君） わかりました。ほかの自治体とプラスして御船町は育児用品券付きで

あるということですね。

では続きまして、就学支援についてはどうなっているかについてお尋ねします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

低所得者、ひとり親世帯への支援につきましては、学校教育法及び学校保健安全法に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒または入学予定者の保護者に対し就学援助を行い、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助を行っています。

○10番（田上 忍君） では、ここの中で、細かいんですが、母子家庭、父子家庭、これは関係なく、どちらもやっているということによろしいですか、ひとり親については。

○学校教育課長（本田恵美君） はい、関係なく行っています。

○10番（田上 忍君） そしたら続いて、支援の基準についてはどうなっていますでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

就学援助の対象者は生活保護世帯、そのほか生活保護世帯同様に困窮していると教育委員会が認めた世帯となっています。生活保護世帯同様に困窮しているという世帯の判断は、生活保護の基準に一定の係数を掛け、その基準額以下である世帯としています。世帯の人数や保護者の年齢、被扶養者の年齢、人数でも基準が異なります。

1つ例を挙げますと、例えば母親が43歳で小学校6年生の児童を扶養している場合、給与収入金額が147万9,000円以内であれば認定となります。

○10番（田上 忍君） 何か今話を聞きますと、とても難しい計算が行われているように感じました。このような計算というのは、いつから御船町は始まっているのでしょうか。いつ頃から、ザクッとで構いませんが。

○学校教育課長（本田恵美君） 申し訳ありません、いつからというのは把握しておりません。

○10番（田上 忍君） それは構いませぬ。わからないということはかなり昔からということですね、きっと。はい、前課長も頷いておられますが。

なぜこのような難しい計算をやるのでしょうか。こうやって、難しい計算をやるための労力というのはどれぐらいかかるのでしょうかね。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

担当者が学校から集められた申請書と、申請書に必要な書類を確認する作業と、生活保護の基準額以下になる計算表を取りまとめて計算を行いますので、認定額を出すまでにはかなりの日数がかかっております。

○10番（田上 忍君） これはまず冒頭でも申し上げたのですが、こういう計算というのは御船町独自なののでしょうか。ほかの自治体、例えば近隣の上益城郡内の町とか近隣の熊本市内とか、その辺、もし調べられていたら教えてもらえますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

自治体によって認定基準が異なります。学校教育課としましても、こども未来課同様、様々な相談を窓口や電話などで受けております。その中には、就学援助についての相談も含まれております。そこで、他の自治体にある認定基準額を、学校教育課でもいろいろと調べまして、今年度10月に開催しました教育委員会におきまして、認定基準の見直しについて協議を行ったところです。

○10番（田上 忍君） 今、協議を行ったということですが、どのような協議だったのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

上益城郡内及び熊本市の認定基準を参考に、申請者にわかりやすい基準にする協議を行っています。例えば、児童扶養手当の支給を受けている世帯であれば、その決定通知の添付があれば就学援助を受けることができるようにするなどです。今後、要綱の改正を行っていく予定にしております。

○10番（田上 忍君） ということは、要綱の改定を行うということは、今までやっていた難しい計算ではなくて、もっと単純な、誰でもわかりやすい基準に変えていくということでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

そのように考えております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、もし今年の申請者の中で、新しい要綱に沿っていったならば、どれぐらいの方が増える計算になりますでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

令和4年度に就学援助の認定となった方が174人でした。新たな基準で試算しますと、これに20人弱の方が追加で認定となるかと考えています。

○10番（田上 忍君） 20人弱ということは、人数はわかりました。これに伴う予算としては、幾らぐらいの概算になりますか。

○学校教育課長（本田恵美君） 申し訳ありません。後ほどお答えしてもよろしいでしょうか。

○10番（田上 忍君） はい、それはちょっと置いておいて、続いて、このような支援はどの自治体においても同じ支援を受けられるべきだと思います。最初僕も申しましたとおり、熊本市にいても御船町にいても、同じ熊本県民であれば、やはり同じように支援を受けられて然るべきではないかと思います。

今度新しい基準にした場合、その場合、例えば熊本市と同じようになると考えていいのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

熊本市と同一の基準を参考にしたいと今図っているところです。

○10番（田上 忍君） 今図っているということは、もう一度教育委員会とか、そういうのを開かなければ最終的には決められないかと思いますが、早くやったとして、いつから変更できますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

新1年生の申請分からの変更を考えています。

○10番（田上 忍君） 新1年生ということは、来年度4月というか、来年度の申請分からということでもいいんですか。新しい1年生だけではなくて、もう全員、だから毎年これはたしか申請を出してもらって、そして補助金が出ていたと思うんですけども、新1年生だけではなくて、今の2年生、3年生、そういう人たちも含めて、見直しということよろしいんですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

新年度からの適用を考えていまして、新1年生を含め、新2年生、それ以上の子どもたちにも適用を考えているところです。

○10番（田上 忍君） では、さっきの予算のところのは飛ばしまして、あとこのような周知ですけれども、これはこども未来課も含めてですが、町民への周知というのはどのようにやっていますか。まず、こども未来課からお願いします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

町民への周知につきましては、これまで町の広報紙並びにホームページに制度内容について記載をしているほか、窓口などにおいて、低所得者、ひとり親世帯への支援制度について説明をしております。

今後も、制度について、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

○学校教育課長（本田恵美君） 周知方法の前に、先ほどの金額について、先にお答えします。

先ほどの大体20名弱の方を認定すると仮定しまして、大体103万円程度の増額になるか
と見込んでおります。

続けて、周知についてお答えします。就学援助の周知方法は、毎年10月から11月にか
けて、翌年度新小学校1年生となる児童を対象とした新入学児就学時健診を各学校にて開
催する際に、直接保護者に対して学校教育課の職員が説明を行っています。また、在校児
童生徒の保護者には、各小中学校より通知文を配布して周知しているところです。

○10番（田上 忍君） 周知のところですけども、私も今回一般質問をするに当たってホー
ムページ等を見ました。こども未来課については、確かにホームページで調べることがで
きたんですけども、学校教育課については、あれ、どこを見たらいいのかなど。今は一
番皆さんが調べる場所はホームページかなと思うんですよね。このあたりで更新があまり
なされてないように思うんですけども。この点については、総務課長、どうですか。
前回はホームページ関係については質問したんですけども。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員から指摘されたあらゆる課に属する事務について、やは
り積極的にホームページに掲載することが求められているという状況があると思います。
各課のそういうホームページへの掲載については、各課長の責任を持って充てるというも
のにも、御船町のホームページの管理運営要項の中にもあります。その辺を各課長が管理
をもとに町のホームページにアップしていただきたいということが1つと、あと1つ、ホ
ームページの運営委員会というのも立ち上げております。職員7名でやっておりますけど、
今日いただいた質疑あたりをもとに、ほかの課にも関連するものもあるかもしれませんの
で、その辺を精査していきたいということで考えております。

○10番（田上 忍君） その点は、やはりホームページについては、各課長に任せてあるとは
いいながらも、なかなか手が回らないところもありますから、やはりそういう専門的な分
野で指導していってもらえれば、もっとよくなってくるとは思わないかなと思うところ
です。

あと、先ほど予算約20人弱分で約103万円くらいということで今お聞きしました。次年
度からやるということですけども、これを遡って本年度かやるということ、これはでき
ないのでしょうか。企画財政課でこれは103万円は出せないと言われたら仕方ないんです
けれども、いかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

法令不遡及の原則等もかんがみまして、令和5年度からの適用が適当であると判断します。

○10番（田上 忍君） ということは、はっきり言って、今年度から遡及してやることはできないということによろしいですね。はい。気持ちとしては、まだ予算締まってないわけだから、遡及してできないかなと思ったところです。

では続きまして、1番目の質問は終わりました、続いて、廃校になった学校の活用について、このあたりをどう考えているかについて、質問いたします。

○町長（藤木正幸君） 廃校になった学校につきましては、現在、公共的利用や障がい者支援施設に活用されている建物がありますが、一方で十分な活用がなされていない施設もあります。昔から学校は地域のコミュニティーの中心として、子どもたちや地域住民の皆様の思いが詰まった場所であり、地域のシンボルとなっているところです。しかし、少子化による児童生徒の減少で、学校の統廃合が進み、幾つかの学校は廃校となっています。今後、廃校となっている施設につきましては、当該地域の皆様の意見も聞きながら、施設の活用を図ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○10番（田上 忍君） それでは、まず解体を予定している建物はどこなのかについて質問いたします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

七滝社会教育センター、旧七滝小学校の校舎、プールの解体を予定しております。

○10番（田上 忍君） 今度の、この後出てくる補正予算に七滝社会教育センター解体工事の設計業務委託ということで700数万円出ておりますが、今の課長の答弁ですと、七滝社会教育センターと旧七滝小学校校舎とプールの解体と、この3つがありますが、この3つは、何か違うのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） すみません、説明がちょっと紛らわしかったのですが、現在、七滝社会教育センターとして使っております旧、昔の七滝小学校の校舎の解体とプールを行います。ですから、七滝社会教育センターと旧七滝小学校は一緒の建物ということになります。

○10番（田上 忍君） わかりました。あと、地元で活用ができないのかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この施設につきましては、熊本地震により建築上において屋上の防水のネジ破損、内外壁にひび割れ、一部天井の落下、トイレ内の壁面、電気の破損、建具・硝子の破損、構造において2階柱が大きく破裂、内部鉄筋コンクリート壁に貫通プラグが見られ、甚大な被害を受け安全が確保できないために活用はできません。

○10番（田上 忍君） この建物を、地域住民から、何か活用したいという要望とかは出ていないのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

旧七滝小学校校舎の活用につきましては、地元から、平成28年11月に配食サービスや加工品製造販売を通して地域づくりをすることを目的に、七滝社会教育センターの一部借用が出されました。また、令和3年11月には、地域活性化支援、定住支援対策、地域農林産品の加工販売を目的として、給食棟、教室、管理棟の使用の許可の要望が出されております。

○10番（田上 忍君） 要望を出されていますということは、今聞きましたが、その後の結果というか、その要望に対しては、どういうふうに答えているのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

回答といたしましては、地域の要望に、希望にお応えできない旨のことを伝えております。

○10番（田上 忍君） その理由は何でしょう。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

理由につきましては、建物が非常に大規模に半壊状態だったために、安全が確保できないということで、御要望に添えなかったということの判断であります。

○10番（田上 忍君） では、そういう理由で今度解体するということよろしいんですか。

もし、そういった解体するとしたら、解体の費用は幾らぐらいを見積もっていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） それと、施設の個別委員会においても、建物につきましては、解体の方向というものを出示されておりました。費用につきましては、学校という建物上、種類が部材につきましても、かなり多くの部材を使っておりますので、その部材の算出に当たったりだとか、またアスベストが非常に多く部材の中に使われております。この部材のアスベストの調査をしないと詳細に積み上げることができませんので、今のところ、ま

だ解体費用については算出はしておりません。

○10番（田上 忍君） 今回、この解体工事の設計業務委託料は出ていますよね。この設計委託料が出ているということは、おおよその金額というのは出ているのではないのですか。違いますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

以前でありましたら標準的な解体というのがありましたけど、ここ最近になりましてアスベスト問題が出ております。このアスベストが含まれているというのが、学校につきましても、非常にたくさんのもが含まれておりますので、それがどれだけ含まれておるのか。そして、本当にそれが含まれているなら分析する必要があります。その分析によっては、除去の仕方、方法が変わってまいりますので、費用がかなり幅が出てまいりますので、標準的に算出することはできませんので、今のところ算出しておりません。費用に関しましては、積み上げて算出しないとできないという状況にあります。

○10番（田上 忍君） もしも最悪の場合、幾らかかるとか、要はマックスで幾らかかるとか。そういう概算も全然ないのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） これは、設計事務所にも相談はしたのですが、範囲が結構広まってくるということで、おおよそ見積もっても1億円ぐらい。ただそれとかなりの幅が出てくるので、前後する可能性もある。そして、内部にまだ残存物がかなり多く含まれておりますので、その残存物の調査次第では、搬出してそれを処分する費用もかなり出てくるということになりますので、今、おおよそというところで申し上げましたが、かなりそれにも幅が出てくるという可能性はあります。

○10番（田上 忍君） 今ちょっと、解体とは別に、残存物があって、それを片づけなければいけない。これはまた解体費用とは別途ですよ。違いますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

残存物というのは、もうこの建物の中で、もう要らなくなったものということで、産業廃棄物になりますので、その搬出と処分ということになります。

○10番（田上 忍君） だから、解体費用とは別に、産廃の処分料となるわけですよ。まさかそれは、前に置いていた化石とか、そういうものではないのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） 産廃につきましては解体費用と込みでの金額になります。

○10番（田上 忍君） だから、その残存物は、どういうものがありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

残存物には、今まで学校として使われていました中の、今は備品にはなっておりませんが、学校施設内の取り残された机であったりとかキャビネット、それとか体育用品とか音楽用品とか、そういうものが残存物として残っております。化石は今はもう搬出しておりませんので、多少残骸等がありますが、主に残存物というのは、学校の施設内にあった品物ということになります。

○10番（田上 忍君） 大体わかりました。今ちょっとちらっと出てきたんですが、化石の置いてあったやつ、もう使わないとか、もう価値がないやつもちょっとはあるよということによろしいんですね。

○社会教育課長（緒方良成君） おおかた化石というか岩石です。そういうものにつきましては、もう玄関の外に置いてありますので、それはもう使わないということになります。

○10番（田上 忍君） 今、使わないと言われたのですが、それは将来的にどうするのですか。何か方角がだんだん変わっていつているんですが、残された岩石とか、元化石と思われたものですよね。それについては、今後どうする予定ですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

七滝社会教育センター、旧七滝小学校に残されているものはもう化石ではありませんので、岩石の残存物ということになりますので、化石ということではありません。

○10番（田上 忍君） これ以上は突っ込まないようにしたいと思います。

この旧七滝小学校ですね、社会教育センターということですがけれども、もう解体するしか使い道はないのでしょうか。例えば、耐震補強をすれば何かに使えるよとか、そういうことはないのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

旧七滝小学校は昭和52年に建築された新耐震基準前の建物です。熊本地震で甚大な被害を受け、建物を使用するには、まず耐震診断が必要であります。建築事務所に建物の広さから標準的な改築の費用を聞いておりますが、耐震診断に約400万円、耐震の程度によりますが、耐震の補強に3,000万円程度、改修費に約2億円かかります。

○10番（田上 忍君） 今の建物ですね、新たに建てるとなるとやはりまた何億円とかかってくるかと思えます。耐震補強しても、今の課長の答弁だと3,000万円かかって改修に2億円ぐらいかかるかもしれないということでした。せっかくこうやって立派な建物があつて、

もし使えるならば一般公募して、そういうものも含めて、どなたか活用しませんかという、こういう公募とか、そういうのはできないのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今回につきましては相当な費用が見込まれますので、一般公募は厳しいのかと考えております。

○10番（田上 忍君） 一般公募は難しいというのは、それは課長の判断かもしれません。でも、一般にもしそうやって出せば、もしかしたら、どこかの企業が手を上げる可能性もないのではないかと、なくもないのではないかなと私は思います。それも1つの手として、何かやられたらどうかなと思ったところです。

では、もしこのまま、今度の補正で設計委託料が通って、この後解体ということに多分進んでいくのではなかろうかと思うんですけれども、その後のスケジュールはどうなるのですか。かなり急がれているようなんですけれども、何か急ぐ必要があるのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今回の解体設計後の計画といたしましては、この解体の設計の後に、大体概算の解体費用を算出しまして、令和5年度に、解体の費用を予算計上したいと考えています。令和5年度中に解体を完了してしまうという計画を立てております。今回の計画につきましては、地元からも非常に要望も高かったものですから、当初は令和6年度に予定しておったのですが、1年前倒しして解体を進めていきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 先ほど地元からの要望は出ていないかというところでは、何か今、地元から解体を急いでほしいと、今課長は何か言われたと思うのですが、地元から解体を早くしてくれという要望が今出ているということですね。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

地元からの解体の要望というものではなくて、今後の利活用について、今現在の建物というのは、もう非常に甚大な被害を受けて、今後活用することは非常に難しいということで、その後、活用に当たって、まずは解体を行って、更地にして、その次に進むというものであります。地元からの解体の要望というものは出ておりません。

○10番（田上 忍君） というと、令和5年度に解体を急ぐ理由というのは何ですか。先ほどは、要望が出ているからということで聞いて、ああそうなんだと私は納得したんですけど、今の答弁を聞いたらまた何かおかしくなっていてわからなくなったんですが。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

解体ということではなくて、今後の利活用についての要望等を出されておりますので、その利活用をスムーズに進めるために、まずは解体をしていきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） 今、利活用ということでは、どういうことを考えていますか、その利活用ということでは。

○社会教育課長（緒方良成君） 利活用につきましては、地域が七滝校区になりますので、七滝校区を中心とした地元の話を聞きながら、今後の利活用を考えていきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） それで、今利活用の要望が出ていると言われましたよね。でも今、出てないと言う。私も今何かわからなくなってきました。地元から何か利活用の要望が出ているから急いで解体して、そして何か考えましょうと。そしてでは利活用はどういうふうに考えますかと、いや、これから聞きますと、何か話が矛盾しているように感じますが、どうですか。

○社会教育課長（緒方良成君） 新しく造るとなると、まだいろいろな話をしなければなりません。旧の建物のときに、地元の定住支援とか地域のいろいろな活用方法であったりとか、配食サービス、こういうのを活用していきたいというのが、地元の要望でありましたので、そういうものを地元の要望として捉えているところであります。

○10番（田上 忍君） あと、地元から意見聴取というか、今、たしか七滝地区の地元の協議会とか立ち上がって、活発にいろいろやられていたと思うんですよね。そういった方たちの意見聴取とかほかの方からの意見聴取とか、その辺はされているのでしょうか、どうでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） 地元の説明会は11月に開催をしております。今現在のところ、今後も引き続き地元の御意見を聞きながら、利活用についての話を、機会を設けていきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） 11月に開催したということですが、その中ではどういうことが出ていますか。何か、地元からの要望で、こういうことをやりたいから、こういうものを造ってほしいとか、何かこういうのを一緒にやりましょうとか、そういうのは出ていませんか、具体的には。

○社会教育課長（緒方良成君） この利活用につきましては、こちらの提案としましても一緒

に話をしながら、そういう計画を作っていきましょうという提案をしておりますので、地元も意見を出して、計画を作っていききたいという御要望をされております。

○10番（田上 忍君） 何かぼやっとしたことしか答弁がないんで、何かよくわからないんですけどね。地元と11月にやって、何も意見は出なかったということですか。具体的にこういうことをやりたいとか。例えばドローンの大会があそこのグラウンドでやったらどうかとか、いろいろなものがあるではないですか。そういう意見は何も出てないのですか。今、七滝地区の方はとてもいろんな考えを持たれているから、そういうのも私は出たのではないかと思うんですけども、出てなかったら、引き出し方が悪いのではないですか。いかがですかね。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

地元としては、中山間地域の今後の活性化のために活用していききたいという御要望は出されているところであります。

○10番（田上 忍君） これは今やってもあんまり出てこないんですけど。今の答弁を聞いて教育長、どうですか。教育長、何か考えはありませんか。

○教育長（上杉奈緒子君） 地元の説明会、私も参加させていただきました。確かに、地元からは要望は出ております。ただ、一つ一つの団体の要望はいろいろ違いがあります。地震の際の避難所にしてほしいとか、コミュニティーの集まれるような場所にしてほしいとか、それから七滝元気組の方々は活動の場が欲しいとか、そういう要望は出ておりました。ただ、計画を立てるときに、それぞれの団体の意見を聞いてくれということでしたので、会議を開きながら考えさせていただきたいということで、お答えしたところです。

○10番（田上 忍君） わかりました。では、今後いろんな意見を聴取しながら、地域のコミュニティーになってくればいいかなと思います。

では続いて、解体しない建物というものはどこになるのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 解体しない廃校になった学校につきましては、私から説明いたします。田代西部小学校校舎及び体育館、田代東部小学校校舎及び体育館、水越小学校・滝水中学校校舎及び水越小学校体育館となっております。

○10番（田上 忍君） 今の中で、以前にも出ていましたけれども、田代東部小学校体育館の雨漏りとか、こういうのはもう問題なく補修できていると思ってよろしいんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

一部シートの張り替えの修繕工事が10月に完了し、現在は雨漏りはしておりません。

○10番（田上 忍君） あと、田代東部小学校には、たしか給食配膳室とか、大きな鍋とかまだ残っているかと思うんです。こういうものの何か利活用とか、そういうのは考えていないのですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

まずは、七滝中央小学校、そちらのほうで活用できないか、もう一度尋ねてみようと思っています。そのほかは、どのような活用方法があるか検討するとともに、処分する必要があるものも出てくるかと思っています。

○10番（田上 忍君） わかりました。最後になりますが、旧袴野小中学校の体育館、これは益城町との共同での建物だと思うんですが、これについては、今後どういうふうを考えているのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

袴野小中学校体育館は社会体育施設として活用しておりましたが、熊本地震で被害を受け、地元と協議をした結果、貸し出しを停止して平成29年12月をもって閉鎖しております。今後の利活用につきましては、具体的な事務の協議にはまだ至っておりませんので、今後、体育館を利用する地元、益城町と方向性を協議をしているところであります。

○10番（田上 忍君） 今も利活用はしてない、何にも使えない。使おうと思うんだけど、耐震が駄目だから使えませんということで、私も聞いたことがあります。そしてグラウンドもあるけれどももう草ぼうぼう、目の前の畑や田んぼも草ぼうぼう、結局もう荒地地になってしまっています。

それで、お金だけは発生しているんですよね。毎年お金を払っている。益城町も同じですよ。お互い両方ともお金だけは払っていて何も使っていない。今後、どうするのですか。協議していると、本当に協議しているのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

議員が今言われたように、毎年その周辺の草刈りの維持管理が発生しているところです。また、解体とか、そういう方向性が決まっていませんので、早い時期に協議を進めて、今後方向性を決めていきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） この袴野小中学校の体育館、これについて、町長としては、今後どういうふうを考えられていますか。どういうふうやっていこうと。

○町長（藤木正幸君） 袴野小中学校の体育館は、地域のためには本当に大事な施設だと感じております。益城のほうの地域の方々がゼロになったということで、御船のほうでの活用というお話になっていましたが、御船のほうでも地元で使われている形跡がないということでもあります。今後益城町と早く話を進めながら、あの袴野小中学校の体育館のあり方を検討してまいりたいと思います。早急に検討してまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。まあ、益城町も同じ課題を抱えているから、絶対にいい方向が出てくるかなと思っています。

今日は、2つ一般質問させていただきました。まず、1つ目は、低所得者とひとり親世帯の補助について。最初に言いましたとおり、これについては、熊本市から御船に来て、熊本市で受けていた補助が受けられるべきだと私は思うんですね。プラスアルファだったなおさらい。これは逆に御船町から向こうに行っても同じようになつたらいいと思います。だから、その辺の思いで、今日は一般質問をさせていただきました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、2時15分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時08分 休 憩

午後2時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 6番議員、増田です。

はじめに、我が国のIT戦略は2001年、平成13年のe-Japan戦略から始まり、主にインフラ整備とICTの利活用を推進してきました。このとき以来、地方行政においても住基ネットの稼働、LGWANの構築、法的個人認証制度の整備など、後のマイナンバー制度の土台となるインフラ整備が順次進められてきました。

地方自治体においても、システムを活用して業務処理を行うことは当然のこととされ、組織・業務の効率化を主な目的として業務を情報通信技術で代替するICT化の取組みが進められてきています。

近年DXという言葉はよく耳にします。ICT化が業務の効率化という意味で使われるのに対して、DX、デジタルトランスフォーメーションは住民本位の視点として捉える

ことができます。自治体におけるDXとは、住民サービスの向上を主な目的とし、デジタル技術を用いて新しい価値を生み出し、仕組みを変えるということが言えます。

今回取り上げる地方自治体の行政手続のオンライン化の取組みは、デジタル技術を活用することで、役所に出向しなくても申請手続ができる。住民の利便性向上、あるいは窓口業務の効率化を意味し、まさにDXそのものであり、人口減少社会を迎え、行政体制の変革を余儀なくされている地方自治体にとって最優先施策の1つと考えています。

そこで、地方自治体行政における取組みの現状と、これまで政府が進めてきた方針との整合性を確認し、現在抱えている課題が何かを質問し、今話題の65歳以上の高齢者を対象とした医療保険の福祉の領域をはじめ、地域でお困りになっていらっしゃる地域公共交通施策について、幾つか質問をしたいと考えております。

今回の質問は、1から3番についてまとめて町長に答弁をいただくよう、議長の許可を得て質問を開始します。

再質問、各項目については、質問席より行います。よろしく申し上げます。

○町長（藤木正幸君） 増田議員のオンライン化の現状と今後の予定について、お答えをいたします。

令和2年12月、国においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されました。オンライン上でマイナンバーカードを用い、パソコンやスマホで必要な行政手続を可能とするためには、住民に身近な行政を担う自治体としての役割は極めて重要です。

本町でも国が示す優先すべき手続として、子育て関係、介護関係、被災者支援関係について、デジタル化による利便性向上を町民の方々が早期に享受できるよう、新規システムを既に導入し、令和5年1月からの稼働を予定しています。今後、デジタルを活用することによって、住民へのさらなる質の高いサービスが実現できる町を目指していきます。

次の、65歳以上の高齢者の負担増については、介護保険及び医療保険に係る負担は、今後団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、利用が増えることが見込まれ、それに伴い、保険料などが増加すると予想されます。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護分野と医療分野が双方協力して、予防事業に取り組んでまいります。

最後の地域公共交通につきましては、本年6月に御船町地域公共交通計画を策定し、現在、この計画に沿って各種事業を進めております。計画の中の施策の1つであるコミュニティバスの路線見直しや、予約型乗合タクシー導入の検討に向けて、本年10月下旬から11月上旬にかけ町内8カ所で地域別懇談会を開催したところです。今後は、地域の特性や実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） 今、町長からいただいたように、デジタルの社会に、それをフルに活用して一人一人のニーズに合ったサービスを選んで多様な幸せが訪れるように実現しようと思うという言葉から、一つずつひもといて質問していきたいと思います。

オンライン化の現状と今後の予定に関して今から質問していきますが、これを提唱されたことで、御船町が町民の利便性向上としてどのようなサービスに活用していこうと思われているかをお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 今後オンラインを活用して、子育て関係が15手続、介護関係が11手続、被災者支援関係が1手続、合計27手続について、令和5年1月からマイナポータル内のぴったりサービスからマイナンバーカードを用いたオンライン手続が可能となります。

○6番（増田安至君） ぴったりサービスというのは今から周知されていくところでしょうか。来年からというか。

○総務課長（野口壮一君） 1月からの運用の開始を予定しておりますので、広報みふねに画面を張り付けたりして、広報みふねでまず周知を図る。ホームページ内でも手続の仕方あたりを説明したものを載せていくという予定にしております。

○6番（増田安至君） なにせ、このDXになって、急激に物事が進み始めて、後にまた高齢者の話に移るんですけど、とてもわかりにくい言葉、横文字が増えまして、とても惑うのかなと思います。こういうオンライン手続がとにかく可能になっていくというのが、年明けにいよいよスタートしていきますが、令和5年、来年の1月からスタートしていくということで、日もあまりないところですけど、こういったときに、住民票とか各種証明書が市内で取れるよということで、大西市長が12月2日の新聞に大々的に出ていました。こういうので、熊本市も推奨していますという新聞も出ていたんですけど、御船町で「コンビニで交付ができんとよ」と言うて、かなり何人か言われたんですけども、そういう対応などは何か検討はされていますでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

これまでも御意見をいただいておりますけれども、コンビニでの住民票等の交付はしておりませんでした。しかし、令和5年度内のコンビニ交付を見据えまして、令和5年度の予算計上を検討していきます。

○6番（増田安至君） 熊本市の例で言うと、窓口業務で1通取ると400円、コンビニで取ると200円、大西市長は今回値下げして10円にしたそうです。コピーの料金で取れる住民票ということで、もっともっと手続を簡単にしていけるということで、スムーズに進んでいく予定だそうです。熊本市によると、政令指定都市でマイナカードの申請率が71%だそうですから、ぜひ御船町もそういった手続にも使えるということで、ヒントを得て、令和5年度の予算にぜひ計上して行ってください。

マイナカードの発行は国で60%を超えている状況で、御船町はまだきていません。普及率はどれくらいかということと、コンビニ対応など利便性向上できる点を周知していくことは可能でしょうか。いかがですか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

令和4年11月20日現在の御船町のマイナンバーカード取得率は、約50%となっております。コンビニ交付などのカード利用先を増やし、利便性の向上を図ることによりまして、カード取得率が向上すると考えられます。

○6番（増田安至君） 50%から60、70、政令指定都市で断トツらしいので、熊本市は、70%以上になるようにまた努力して、普及率を向上させてください。これはまた、後々の地方交付税とかと関係してくるかもしれませんので、お願いします

あと自治体のマイナポイントというのがしきりにCMで今まで言われてきまして、どうやら12月末で締め切りだよなんて言われていますけど、その点はいかがですか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

最大2万円分のマイナポイントをもらうためには、令和4年12月末までにマイナンバーカードの申請が必要となっております。そして、マイナンバーカードを受け取った後、令和5年2月末までに、マイナポイントの申請手続などを完了する必要があります。

○6番（増田安至君） マイナポイントのポイントを付くよといっても、携帯を持っていたりとか、振込口座を準備しとったりとか、いろいろな段階があつての話でしょうけど、先日、新聞には介護、要介護が必要な方にはケアマネが代行をやってもいいというようなことも

出ていました。恐らくそういう手続になるだろうと思っていますので、ぜひマイナポイントが付いても付かなくても、そういうのが進んでいくように次年度、ぜひ働きかけをお願いします。

大体国が予定している事業の数が58手続、利便性を促進する事業があるそうですから、そういうのにまた使えていきますので、ぜひ御船町としても推奨してほしいなと思っています。

その1つ、15項目あった子育て関連事業というのが、大至急取りかかってほしい事業になりますけど、子育て関連事業への応用というのはどうなっていますでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 子育て関連については、児童手当等に関する受給資格及び児童手当額の認定請求及び現況届、保育施設等に関する利用申込み、同じく現況届及び妊娠の届けなど、15項目について国が運営するマイナポータル内のぴったりサービスから、マイナンバーカードを用いてオンラインによる手続が、予定をしているというところです。

○6番（増田安至君） そういった内容とプラスアルファで、学校給食等の徴収業務とか児童手当等の現況届、大変なんですよ。午前中仕事を休んで、子どもの分手続に来んといかんです。そういうのがなくなったほうが、お子様をお持ちの家庭にとっては絶対に有利なので、ぜひ申請ができるようにしてほしいなといったところです。

続いて介護関連への利用と事業者負担、これは11項目あります。これはいかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 介護関連については、要介護・要支援認定申請、それから居住サービス計画作成依頼届、高額介護サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請など、11項目について、同じくマイナポータルからマイナンバーカードを用いて手続ができるようになります。

○6番（増田安至君） この子育て関係の11項目はとても大事です。自分の親が介護になったときに、とても時間がかかるし、段取りが大変なので、こういったのもスムーズに、実にシームレスにできるようになればなと思っていますので、ぜひ、来年1月から稼働ができるといいなと思っています。

あとは、今回入ったのは8つ目ぐらい、被災者支援の利用方法というのが検討されています。これはいかがですか。

○総務課長（野口壮一君） 被災者支援に係る利用としまして、本町では、災害発生等による

住居被害に係る罹災証明の手續について、この1業務手續について、同じくマイナポータルからのオンライン手續ができるように、来年の1月から運用を予定しているところです。

○6番（増田安至君） ほかに7つほど、合計8つの被災者支援の關係の支援方法についてあるので、順次また拡大していただけたらと思います。罹災証明はすぐにでも必要ですからね。お願いしておきます。

あと、5番目として、自動車保有関連とあったんですけど、これは普通自動車の関連だったと思うんですけども、御船町でも軽の保有者はいっぱいいますので、その辺は何か関係ありますでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

普通自動車につきましては県での対応となります。軽自動車につきましては、車検に関しまして1件、税納付に関しまして1件ございます。まず、車検についてですが、車検時におきます納税確認につきまして、令和5年1月から地方税共同機構が整備しますシステムから軽自動車検査協会が確認することができるようになりますので、車検時に納税証明書の提出が不要となります。

次に、軽自動車税の納付については、現在、九州外の場合は、郵便局窓口でのみ納付ができますが、令和5年4月から、QRコードに対応した全国の金融機関窓口及びスマホアプリでの納付が可能となりますので、現在QRコードを印字した納付書の準備を進めている段階でございます。

○6番（増田安至君） ほっとしたのは、軽自動車の納税証明書、よくはがきで届いたりとか、領収書をここで払ってもらうやつですよ、よくなくしますので、それがマイナカードでできるということは、とても便利だなと思いました。ただ、このQRコードが使えるようになるというのが、最初に言った75歳以上の高齢者のところでまたお話しするんですけども、若干面倒かなと。まだ僕たちでもなかなか難しいので、そういうのを思いながら考えたところです。

そういったところで、デジタル・ガバメント実施計画58手續というのが進んでいって、いよいよそれが来年1月からいろいろな形でスタートしていくと、これはDXの部分です。とても便利にはなっていくというのが想定されています。

今後、プラスアルファで町独自の取組みとか何か考えられていることはありますか。

○総務課長（野口壮一君） 今後も、マイナポータルそれからぴったりサービスを活用して、

国が示す行政手続のオンライン化について、手続を拡大していくとともに、先ほども説明がありましたように、コンビニでの各種証明書の交付及び納付手続のデジタル化について、今後も関係課と調整を進めて対応していきたいと考えます。

○6番（増田安至君） 多少ハードルがいろいろあって大変だろうと思うんですけども、このDXぜひ進めていただきたいと、これはあくまでも居住する住民の利便性向上ということは不可欠だからですね、お願いしておきます。

次に移ります。こういった中、65歳以上の高齢者、新聞でもいろいろ負担が大きくなる。75歳以上の保険料はアップしますとちょこちょこ最近出ています。そういった中、介護保険及び医療保険に係る負担、今後団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、利用者が増加することが見込まれます。

そういった中で、介護保険は市町村ごとに定められた基礎額をもとに、基準額をもとに、所得に応じて支払う額というものが決められているんですけど、介護保険の負担増というのは次年度はどうなることになりますか。

○福祉課長（西本和美君） 介護保険料は3年ごとに改正しています。令和3年度から令和5年度までの3年間の基準額は同じですので、来年度の基準額の変更はありません。今後、介護保健サービスの利用状況や町内での施設の整備状況などを勘案して、令和6年度から令和8年度までの3年間を決定してまいります。

○6番（増田安至君） 3年ごとということ、恐らく上がるのでしょうかという予測のもとに感じてはいるんですけど。65歳以上の高齢者の負担について、御船町がどういう対応をされていくのか。令和6年度から3年間の基準額を決定していくということで、今いただいたので、実際に同じように同時並行で医療制度改革関連法の成立によって、2022年から医療費の窓口負担が激変緩和措置というのがあったんですけども、1割だった後期高齢者の一部の負担が2割に引き上げられることになりました。様々な議論がある中で、実際に高齢者の負担というのは、もちろん所得が200万円とか155万円とか、いろいろあるみたいですけど、それぞれの所得に応じた負担が少しだけ増えていくという流れは変わらないようです。

そのような中、御船町の医療費の負担というのはどうなりますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

まずもって、国民、町民の医療機関ということで、国民健康保険の医療費の現状につ

いて触れたいと思います。現在、御船町の国保の被保険者数が、令和4年10月末現在で4,029人、うち65歳から74歳が2,035人ということで、国保の高齢化率が50.5%ということで、過半数を今占めている状況です。それと御船町の国保の全体の前期、上半期の保険給付費につきましては、昨年度、令和3年度と比較しまして、本年度は7,000万円の減ということで、今なっている状況です。今後、下半期になりまして、先進地医療の高額医療費等がない限りは、今後も減額していくのではないかと予測されます。

また、これに併せまして、後期高齢者につきましては、先ほど言いましたように、団塊の世代が令和4年度から6年度にかけて増えてまいりますので、それにつきましても、昨年度の状況を、9月末現在で3,000人の後期高齢者になって、昨年度比率と比較しますと80人の増ということで、年々上がっている状況になります。保険給付費の増額は、今後、団塊世代で増えてまいりますので、後期高齢者については増額になるかというところで予測しております。

○6番（増田安至君） 65歳から74歳までの高齢者が、人間は少しずつ減りかけているけど、そのまま、いわゆる後期高齢者に突入していくので、そこにかかるいわゆる保険というものは負担増になっていきます、町としてですね。よほどの高額医療とかを受けない限りは、できるだけ押さえ込みはするけれども、サロンとかいろいろ健康増進とかやりながら、押さえ込みはするけど、同時期と比較すると約80人ぐらいが増えるということですね。6,000万円の増額、上期だけでも増えたということなので、かなり厳しい状況になりますということが、医療費なわけですね。

その中、御船町の後期高齢医療保険の被保険者数が、団塊の世代の対象者の増加で、保険給付費も増すということは、今お話しいただいたことでわかりました。今後、個人負担のほうはどうなっていくのでしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

保険料は医療費の一部において、被保険者加入者の一人一人が納めていただく保険料ということで、基準が保険掛率を2年ごとに見直しがされています。熊本県内でも全ての市町村でも均一となっております。後期高齢者医療保険の保険料につきましても、被保険者一人一人に係る均等割額と被保険者の前年度の所得に応じた、所得を算定した所得割額を合算した金額となっております。今後、均等割額と所得割の率を広域連合ごとに決定するために、熊本県内均一化に、この金額や率は、先ほど言いましたように2年ごとに見直

しがされますので、今後、後期高齢者の医療、被保険者の増加が見込まれますので、広域連合の決定に基づいて町は徴収していくことになります。

今後、医療費、保険料の増額は予測されてきます。今年、令和4年度、5年度に見直しがされておりますので、次は令和6年度、7年度ということで、金額の増額はしようがないかなというところで今予測されています。

○6番（増田安至君） 広域連合の決定をもとに町での徴収額を決めていくということなんですけれども、もう新聞には、75歳以上の保険料は5,300円増しということで出ています。内々は4,000円がその後期高齢者医療制度に使うけど、1,300円は出産時の一時金に使うという方向性で調整中だそうです。

その1,300円で、妊婦さんには50万円の支出をどうにかやっていく、賄っていくという流れのようですから、それも事前にできるだけ優しく、後期高齢者になる人たちが増えると予測される来年から、町でも皆さんに少しずつお知らせをしていってください。自動的に年金から引かれるのでなかなかわかりにくいんですけれどもね。今まで年金1人が7万7,700円の負担だったのが、自然増を含めて9,600円ぐらい増えるらしいです。その辺の、負担増になるということも、どこかできちんと説明というか、高齢者でもわかるように説明をお願いしておきます。

仕方ないんですよ、医療費が増えたり介護保険が増えたり、必要なものは必要なもので、それを受けていくというのは必要なもので、大変だとは思いますがけれども。

そのような中、今度は公共交通施策について何うんですけれども、公共交通空白地域とは、駅やバス停から一定の距離、都市圏では半径500メートル、バス停からでは半径300メートルと言われていています。地方圏、こういう地域のほうでは、駅から1,000メートル以上、バス停から500メートル以上を交通空白地域という呼び方で呼んでいます。

少子化や過疎化によって利用者減少に歯止めがかかっていないという中、御船町では地域公共交通に関する協議会というのを去年から立ち上げて、ずっと検討が進められてきています。地域が限界集落化していくことにより、利用者が大きく減少する。結果、営利を目的とする民間事業者はバス路線から撤退。当該地域に住民が1人もいなくなれば問題はなくなるんですが、住民が生活している地域が一定数ある以上、交通権というものが侵害されては困るわけですから、そこについて質問したいと思います。

いろいろその視点で考えた結果、議員として何ができるかと考えていったときに、4

つほど考えられました。議員自身が過疎化していく村に無償で住民を送迎に行く。それはどうだろうか。ああ、これは困難だなと。では2番目、あえて議員として何もしないという選択。これは2番目、これは現状維持です。3番目、議員からの一般質問なりを執行部にぶち当てて、いろいろな回答を引き出すというのが今回。そして4番目、公共交通空白地域を解決する条例の制定を執行部に提案したらどうかという、4つほどあったので、質問につなげます。

熊本県でも、水俣市、熊本市など、様々な地域でAI、人工知能を利用した地域タクシーの利用が推進されています。御船でも昨年発足した地域公共交通活性化協議会で、宮本副町長はじめ、私も委員の1人として参加して、これまで協議をしてきました。地域の足を確保する公共交通について、質問いたします。

これまで、地域公共交通協議会では、どのような取組み、成果が得られたのでしょうか。いかがですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

御船町地域公共交通活性化協議会は令和3年4月に発足しました。令和3年度は地域住民のアンケートや交通事業者へのヒアリング、地区別懇談会などを行い、地域公共交通計画の素案を策定しました。令和4年度は、地域公共交通計画素案のパブリックコメントを得て、6月に計画を策定しました。今後は本計画に基づき、施策の展開を図っていきます。その取組みの1つであるコミュニティバスの路線見直しや予約型乗合タクシーの導入の検討について、10月下旬から11月上旬にかけて地区別懇談会を開き、住民の皆様の御意見を伺いました。

また、11月20日には、地域公共交通への理解を深めるとともに、バスの利用促進を図るため、「御船バスフェスタ2022」をふれあい広場で開催したところです。

○6番（増田安至君） 私も、この御船バスフェスタ、復興祭の会場に実際に行ってきました。そのときの簡単な内容というか、バスフェスタはいきなり見て、ああ、あるんだと思って、びっくりして見に行ったところですけど、内容はどんな内容だったのですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

コミュニティバスと路線バスの交通事業者と連携し、バスの乗り方説明を行ったほか、町中心部を周遊するバスの乗車体験、バスの運転席での記念撮影、塗り絵、クラフトコーナーなどを行いました。親子連れを中心に約160人の参加があり、バスに親しむよい機会

になったのではと思っております。

○6番（増田安至君）　そういう中で、塗り絵とかいろいろな大会が、親子連れの方がいっぱいいたので、僕が地域公共交通の空白地域で困っている人は、いわゆる高齢者なので、ちょっと自分の思っていた対象と違って、親子連れが多かったかなと思うのと、高齢者が少なかったかなと思う点で、160名の参加者は悪い数ではなかったなというのが正直な感想でした。

御船の公共交通計画というのは、もう概要版がこうやって印刷刷りで出ているぐらいになってきて形がなされてきたんですけれど、そのバスの運転手さんとお話したんですけれども、同じことを、地区地域それぞれでやってくれないかなという提案をしてみましたね。「わあ、それはいいですね」と言うて、両方とも御船町には麻生さんと御船さんがあって、あと熊本バスと産交バス。みんな、「ああ、いいですね」と言われて、早速でも地域でああいうバスの乗り方研修みたいな、講習会みたいなものを開けるといいなと思って見ていたんですけれど。そういう、もう5軒とか6軒になった限界集落がもういっぱい増えてきたんですよ。そういう限界集落への検討あるいはサポート方法というものがどういう形で今検討されていますか、企画財政課のほうは。

○企画財政課長（本田隆裕君）　お答えします。

地域公共交通計画に基づき、コミュニティバスの路線見直しや予約型乗合タクシー導入の検討を進めております。これらの利用促進を図るため、地域の特性やニーズを十分理解し、使い勝手のよいものにしなければいけないと思っております。

○6番（増田安至君）　使い勝手がいい公共交通でなければならない、もちろんそうなんですけど、自分も地区別懇談会8カ所あったうちの5カ所は一緒に同行して、全部参加してきました。その中で、出てきた意見のほう、いろいろ聞いたら、「予約が取りにくかろう」という意見とか、この新聞を見てわかるように、AIタクシーと書いてありますね。要はデマンド、満足するタクシーなので、呼んだらすぐ来てくれるタクシーのことでしょうけど、AIとか入れるとえらい現代風で格好いいんですけど、さっきのDXと同じでいいんですけど、要は予約を取らないとタクシーがうまく来てくれないと、そういう意見交換会の中で、「どの辺だったら私も行かれるばってん」とか、「どの辺だったら乗合タクシーで行けるけど」という、何か意見、執行部側からも幾つか提案がありよったんですけれど、その辺はいかがですか。ごみ置き場とか何か出とらんだったですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

地区別懇談会を経ましていろいろ意見をいただきました。主に出た予約型乗合がタクシーに関する御意見としては、運行方法とか料金設定に関する事。それから今おっしゃったように、自宅から乗合場所までの距離、こういったものをいただきました。特に予約の仕方が高齢者にはわかりにくいのではないかとといった不安の声もあったところです。

町としましては、なるべく地域の声を反映した形で利便性の高い交通手段となるように検討を重ねてまいります。

○6番（増田安至君） そうですね、予約の方法、電話1本でといっても、何十人と同じ場所に、執行部から提案があったのは、ごみ捨て場だったら割とみんな必ずそこにごみを捨てにいつているわけだから、割と集まりやすいでしょうという提案とかがあったので、ああなるほどと思って聞いてたんですけど、予約自体が取りにくいとなったら、また論外になってくるので、その待合の場所と料金の設定がうまくいくことを願っています。できるだけ安くといっても、やはり車を1台持っているよりも維持費は全然かからないので、たびたびデマンドタクシーが利用できたほうがうんと安く済みますからいいんですけど、実際に、ではこういう、熊本市のこれは東区です。そして水俣市のデマンドタクシーの系列ですけれど、こういう交通不便地域に実証実験をやりましたというのがこの新聞なんですけど、実証実験、来年度何か予定はありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

現在、今年の秋に実施した地区別懇談会でいただきました意見を踏まえまして、コミュニティバスの路線見直し案とか、それから予約型乗合タクシーの導入案を今作成中でございます。これに基づきまして、来年度以降試験運行の実施も考えてまいります。

○6番（増田安至君） これは、地区別懇談会の中でも、高木とか小坂とかは嘉島地区に近いので、嘉島のショッピングセンター、嘉島の病院に行けるようなジャンクションにしてほしいという意見が出ていたり、逆に、こっちのほう、町の中心だったり田舎のほうだったら、まず御船町の中に出てくる。出てこれたほうが利便性が増すのだという意見がいっぱいあったので、執行部でもまた検討なさって、ぜひ使いやすいタクシー配車、デマンドタクシーの利用にしてほしいなど。来年はまた予算が付かなければいかん話になりますので、大変でしょうけどよろしく願います。10月頃にでも実証実験またできればなどと思っています。

そういった実証実験を踏まえてやっていく乗合型のタクシーになるわけですが、そのほかに地区別の懇談会の中で、何か有用な意見とか何か出ましたでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

8地区におきまして、それぞれいろんな意見が、その地域の特性を反映したような意見がよくありました。大方は先ほど言いましたように予約型乗合タクシーの利用方法とか、それからコミュニティバスの運行方法の見直しとか、こういった意見が多く、我々がテーマとして提供したのがそのテーマだったので、そのテーマについての意見がほぼ一番多かったと思います。

小坂地区とかにも、小坂小学校の前あたりには地域公共交通の機関がないということで、早く何かを走らせてほしいとか、こういった御意見もございました。

○6番（増田安至君） 65歳から74歳までの方たちが、いよいよ後期高齢者になりますよという転換期を迎えて、第1番目の質問からつながっているんですけど、75歳を超えたら、今度は車の免許を返納します。返納したら、何が利用できるかというたときに、ものすごく有用な交通手段になるかと思うので、来年、ぜひこれを成功させて、できれば熊本市に今ある共同経営推進室というのがあって、県内の5バス事業者が、九州産交、熊本電鉄、熊本バス、熊本都市交通と産交バスという5つのバス会社が、予定しているのが、新聞にこの前出ていたんですけど、大体健軍の終点までが1つです。熊本市、嘉島町は嘉島町のイオンで回ります。つまりもう御船のほうに入ってこないような青写真が少しずつ出てきているのも事実でありますので、ぜひその辺のジャンクション、うまくつなげていけるような地域公共交通のあり方というのを提案していただきたいなと思っています。

これは、最初に町長に答えていただいたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の中で、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の精神にかかわってくることと思いますので、ぜひ、これを御船町がまた名乗りを挙げて率先していければいいかなと。来年の実証実験にぜひ期待をしているところです。

最後になりますけれども、最初に言った条例制定のほうはいかがでしょうか。考えられて検討されていますでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

幾つかの自治体の例を拝見いたしましたけれども、地域公共交通推進の理念とか、そ

れから行政、町民、交通事業所の役割などが明文化されておりまして、大変参考になる内容でした。今後の事業進捗を見ながら、本町においても条例制定も1つの方法として検討してまいります。

○6番（増田安至君） ぜひ条例化されれば、1つの箱というか、何かできて、それをもとに、根拠に、また予算化もしやすくなるだろうし、それをめぐって町民たちとも対等にお話をして、そして後期高齢化が進む御船町で、利便性のいい公共交通ができていければなとつくづく思ったところです。そのためには、後期高齢者も増えていくと、今からですね。逆に65歳から74歳までは少し減りぎみであるというところの流れから、要はインターフェースとかIT、ICT、DX、いっぱい横文字が並びますけれども、75歳を超えてくると携帯が苦手になるんですよ。そこにQRコードを載せますということで、広報にQRコードを載せても携帯で読もうと思いませんので、そこをもう一歩知恵を絞って、実際に皆さんが、ああ、だったらマイナンバーカードを申請して、ポイントは付かなくてもいいと、で申請して、いろいろな利活用を、53の事業に利活用できるようなマイナポイントであったらいいなと思って、今回の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） ここで、3時15分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時07分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○3番（宮川一幸君） 3番、宮川です。事前に通告しておりました、中山間地域の移住定住と活性化について、一般質問を行います。

御船町中山間地域の活性化を図ることや移住定住を目的として、令和3年10月に協議会の趣旨に賛同された39名の方々の御船町中山間地域移住定住促進協議会が設立されております。

全国的に人口減少が進んでいる中、御船町全体としては令和3年度において人口の増加は見られますが、中山間地域においては超高齢化、超少子化により集落の機能の低下と人口減少が進んでいる状況にあります。

この協議会では、委員を対象にした移住定住に関するアンケート調査や委員会の開催、移住定住施策での成功事例都市の講演による勉強会の開催、御船町役場の各課との意見交換会、また御船町議会あおぞら会議での意見交換や空き家対策のための活動等を行っております。

御船町でも移住定住の施策が行われていますが、多くの自治体が定住人口を増やすための施策を進めるため、自治体間の競争が起きている状況にもあります。

御船町中山間地域に住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思う人を増やすための提言が、令和4年9月に本協議会より御船町へ提出をされております。

そこで、御船町の提言書に対する対応について伺いをいたします。

個別の質問は、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 宮川議員の中山間地域の移住定住と活性化について、お答えをいたします。

現在御船町では総合計画に沿って移住定住に係る様々な施策を展開しております。平坦地区においては、企業立地や宅地開発が進み、人口減少に歯止めがかかっている現状ですが、中山間地域は人口減少、高齢化による地域づくりの担い手不足など諸課題に直面しています。

今後10年、20年先を見据えて、早期に中山間地域の活性化に向けた施策を展開していく必要があることから、現在、移住定住支援員や移住コーディネーターを任用し、中山間地域における空き家を活用した住まいの確保などを進めております。

このような中で、昨年10月に御船町中山間地域移住定住促進協議会が地域の有志の皆様で設立されました。そして、町や町議会との意見交換など様々な活動を通して、中山間地域の課題を取りまとめられ、本年9月に町へ提言書をいただいているところであります。

町としましては、今後も地域の皆様の御意見を伺いながら、各課連携して様々な課題の解決に邁進してまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○3番（宮川一幸君） まずは、中山間地域に特化した課の設置について伺いをいたします。

御船町の平坦地域と中山間地域では施設の整備や人口減少、交通事情など隔たりは大きく、中山間地域ならではの課題がとて多く、課題が山積しております。

移住定住を推進し中山間地域の活性化を図るため、現状では全庁的な取り組みを行って

いかなければならないと思っています。そこで、今回提言のあった中山間地域に特化した課を設置する考えはないのか、伺います。

○総務課長（野口壮一君） 中山間地に係る諸課題については、多岐にわたって各課に及んでおります。事務処理を一元化することも選択肢としては考えられます。特化した課の設置については、他の自治体事例なども参考にして検討したいと考えます。

町としては、まずは庁内連携、情報共有を行い、各課横断的に対応していきたいと考えます。

○3番（宮川一幸君） 今の答弁で、まずは庁内連携、情報共有をしっかりとやり、各課横断的に対応していきたいと思いますという形の回答がありました。でも、今までがあまりなされていないのが現状かなと思われまます。

では、来年度の設置に向けて検討するという事か、伺います。

○総務課長（野口壮一君） 来年度すぐにとは考えておりません。今後の検討課題にさせていただきます。

○3番（宮川一幸君） 確かに、課の設置というのは、なかなか課の設置条例とかいろいろ対応は大変かと思いますが、課の設置に時間がかかるのであれば、担当の係の設置などは可能かお伺いをいたします。

○総務課長（野口壮一君） 現在、企画財政課コミュニティ推進係が移住定住の担当をしております。コミュニティ推進係の業務状況等を精査し、しっかりと対応できるように努めていきます。

また、中山間地域の活性化のためには、庁内横断的に取り組んでいく必要があるため、まずは企画政策室において政策展開を図っていきたいと考えています。

○3番（宮川一幸君） 今の答弁で、実際2つの係が対応をしていくという形で今答弁があったと思いますが、なかなかそういったこの協議会の中で、町にどこに行ったらいいのか、いろいろ結構心配をなされております。行っても、それは建設課です。それはまた農業振興課ですという形で言われていますので、やはりそういったところを、コミュニティ推進課が担当するのであれば、コミュニティ推進課がそういったのをちゃんとおつなぎをしながら、こういった協議会からの意見を庁内につないでいただきたいなと思います。

あと、企画政策室ですか、ここについては、政策展開という形を図っていかれるという形で今回答をいただきましたが、中山間地域で施策、政策展開という形ではどういった

ことをお考えか。もし町に今あるならお聞きしたい、説明をいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○総務課長（野口壮一君） まず、考えられるのが、やはり中山間地域の人口減少を解決するために定住支援員、それから移住コーディネーター等が既に委託をしてありますので、この方々を中心として、各課がどう連携していくのかあたりをまずはしっかりと連携をしながらやっていきたい。また、空き家の活用等についても、同じく併せて検討していければと思います。

地元の意見も聞きながら、その後どういう展開にしていくかというのは連携しながら、また地域とも連携しながら、政策を進めていく必要があるかなと考えます。

○3番（宮川一幸君） 今答弁いただきましたように、課の設置はなかなか難しいという形であっておりますが、中山間地域の発展のために本当に前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、御船町中山間地域総合計画の策定について伺います。御船町全体からは捉えきれない中山間地域の特有な問題があると思います。中山間地域の移住定住を推進するためにも必要な計画だと考えます。また、中山間地域の活性化を思うのであれば、目標の設定など必ず必要です。

そこで、御船町中山間地域総合計画の策定をする考えはあるのか、お伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

御船町総合計画の基本施策の1つに、移住定住の促進と掲げられています。中山間地域の移住定住施策を重要項目の1つとして実施計画に掲げ、1年ごとにその成果を検証していきたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） 中山間地域に特化した総合計画ではなく、総合計画の中に中山間地域の移住定住施策を盛り込むという答弁だったと思います。では、具体的にどのような計画を実施していくのかお伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

例えば、中山間地域におためし移住ハウスを設置して、年間利用者数の計画を立てるとか、あるいは中山間地域における空き家バンク登録数を何件に増やすとか、こういった計画を考えております。このほかに、各課における移住定住につながる施策を洗い出して、

可能な限り計画に反映させていきたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） 今の答弁で、計画に反映させたいという形での答弁がありました。大体反映するのはいつぐらいからの御予定か伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

来年度が総合計画の後期基本計画の策定の年になりまして、来年度がそういった作業に入っていきますので、そういったところにもできれば盛り込んでいきたいと。まずは、毎年更新をしていきます実施計画には、すぐにでも何かの形で盛り込んでいきたいと思えます。

○3番（宮川一幸君） 取りあえずは実施計画にでもいろいろ計画を挙げていただいて、町として目標数値を挙げて行って、それに少しでも近寄っていただきたいなと思えます。

今、総合計画の質問を幾つかしたんですが、総合計画の策定がやはりできないという形なのですが、できないのであれば、仮称ではあります。御船町中山間地域活性化計画のようなものは策定できないか伺います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

中山間地域の活性化と併せて、平坦部の諸課題にも対応していく必要があります。第6期総合計画に沿って、町全体の地域活性化にしっかりと取り組んでまいります。

なお、議員がおっしゃった中山間地域活性化計画または振興計画のようなものは、他自治体に策定されている例があるようですので参考にさせていただきます。

○3番（宮川一幸君） ぜひ参考にさせていただいて、総合計画が無理と言え、無理だったら、本当活性化計画のようなものでも作っているいろいろな中山間地域で事業をされる中に、やはり目標設定というのは必ず必要かと思えます。そういった目標に向かって行政も動いていただければ、少しでも地域が活性化になるかなと思えますので、どうか、本当にこれは厚くお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

では次に、七滝中央小学校、滝尾小学校の児童数減少対策について、伺いをいたします。現在の滝尾小学校と七滝中央小学校は今後児童数の減少が予測されています。若者の移住者を増やすことが必要です。そこで、児童数減少対策として何らかの対策を講じていくべきと思えますが、町の考えをお伺ひいたします。

○学校教育課長（本田恵美君） 学校教育課としましては、七滝中央小学校の小規模特認校制度を生かし、児童数を増やすことを目的に、就学前の児童の保護者に対して、学校見学会

などを行っているところです。ですが、七滝中央小学校の小規模特認校の制度を広めるところでは、滝尾小学校区の児童の七滝中央小学校への流出も懸念しているところがあります。

各学校の地域と連携した取組みや特色などをホームページや広報紙などを通して紹介していきたいと思っております。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

子育て世代の御家族が中山間地域への移住を考えていただくための最初の入り口として、町ホームページに掲載する移住定住サイトが非常に重要な役割を担っています。現在、移住定住サイトの内容の充実に向けて作業を進めています。空き家バンク等の情報をはじめ、求人情報や町内小中学校のサイトともリンクさせて、住みよさをしっかりPRしていきたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） 今、学校教育課と企画財政課と、これまでもPRはされていると思いますが、それでも中山間地域の人口には歯止めがかかっておりません。七滝中央小学校の児童数も減少しており、このことを踏まえ、どのような施策を講じていくのかをお尋ねしていたのですが、PR以外には、施策についての考えは何かあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

少子化傾向の中にありまして、非常に厳しい問題ではありますが、子育て環境や教育環境の充実した町ということで、子育て世代に注目されるような施策を町としても今後積極的に考えてまいります。

○3番（宮川一幸君） はい。今課長の答弁で、子育て世代に注目されるような施策、なかなか難しい問題ではないかなと思うんですが、何か思いつくようなことはありますでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今のところ、特にこれといったアイデアはまだ持っておりません。ただ、各自治体が持ってないような独自の施策をもって、御船町が注目されるような施策を考えていきたいと思えます。

○3番（宮川一幸君） そうですね。こういったものについても、協議会等からのいろいろな意見を、こちらからも出しながら、今後も出されると思っておりますので、そういったことを一

緒に協議しながら、突拍子な意見も出るかもしれませんが、そういったのを真摯に受けとめていただきながら、学校の子どもたちが増えるような施策ができればいいかなと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

次に、中山間地域における移住定住の受け皿づくりについて伺いをいたします。移住者を増やすためには、地域の魅力発信と併せて受入れ体制の整備が必要であります。町の方針はどうなっているのかお伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

中山間地域における移住定住の受け皿づくりは必要であると思います。これは中山間地域に限った施策ではありませんが、今年11月に策定した御船町空き家等対策計画に基づきまして、来年度は空き家調査を実施したいと思っております。町内のどこにどのような空き家があるのかをまず把握をしまして、空き家バンクへの登録促進など有効活用したいと考えております。また、上野地区にございます空き家を改修し、おためし移住ハウスとして活用し、移住定住につなげていきたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） それでは、今現在中山間地域には空き家バンクに何件登録してあるかお伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

これまでに中山間地域では11件の空き家の登録がありました。このうち、田代地区や上野地区を中心に8件が契約に至っております。今後も空き家バンク登録を増やし、中山間地域への移住につながるよう努めてまいります。

○3番（宮川一幸君） 今現在、一丁目にあるおためし移住ハウスの運用方法については、御船町おためし暮らし事業実施要綱で定められていると思います。もし上野地区の空き家をおためし移住ハウスとする場合は、その要綱を改正して運用されるのですか、お伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

まず、令和5年度は当該空き家の改修を行い、すぐ住める状態にしたいと思っております。その上で、議員からありましたように、町で管理運営するために要綱を改正することも1つの方法です。もう1つの方法として、この空き家を地域の皆様に預けて管理していただくこともできると思います。地域の皆様に管理運営していただいたほうが、おためし移住ハウスとしてだけでなく、地域活動の場としても、様々な活動に有効に活用していただ

けると考えるからでございます。

○3番（宮川一幸君） 地域の皆様に預けるということでしたが、具体的な運用方法はどんなイメージなのかお伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） まだ具体的に方針が決まっているわけではございません。今後、中山間地域移住定住促進協議会の皆様を中心に御意見をお聞きしながら検討を進めてまいります。

○3番（宮川一幸君） 空き家を地域のみんなで管理し有効に活用するためには、きちんと組織を作り、専属の人員を配置すべきだと思います。例えば、地域の方々に法人格を持つ移住定住支援センター等を設立して、そこに町から運営補助金をいただくような仕組みはいかがでしょうか、お伺いします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

まずは、同じような取組みをされている自治体を視察しまして、運営体制とか、それから手法です、こういったものをまずは情報収集しようと、ここから始めようと思っています。

○3番（宮川一幸君） まずは、いろいろ情報を収集しなければいけないと思いますが、一日も早く情報収集もして、方向性をつけていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

あと次に、中山間地域の移住者の受け皿として、移住者向けの集合住宅等の整備をする考えはないか、お伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

財政面からの検討も必要でありまして、現状としては考えておりません。

○3番（宮川一幸君） 例えば、先般建設課との意見交換会のときにあった意見では、町営住宅や単独住宅を移住者向けに提供するような柔軟な対応はできないものかどうかという意見もあっております。それについて、建設課よりお伺いをしたいと思います。御回答をお願いします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

町営住宅及び単独住宅につきましては、現在のところ条例において、低所得で住宅に困窮している方を入居の対象としております。ただし、移住者の方でも、入居要件に合致すれば、入居を排除するものではございません。町営住宅につきましては、公営住宅法が

適用されるため、町独自の運用というものは非常に厳しい状況です。

また、単独住宅につきましては、公営住宅法の適用は受けませんので、条例改正等を行えば移住者向けの住宅としての提供は可能であると考えております。

しかし、単独住宅を整備する際に、熊本地震の被災者及び住宅困窮者の住まいの支援のためにという目的で、国の交付金を活用している状況もありますので、今すぐに条例を改正して、移住者向けの住宅にするということは難しいと考えております。

○3番（宮川一幸君） それでは、まず今現在での、中山間地域の町営住宅、七滝と上野です。それとあと単独住宅の田代東部のところですかね、そこの入居状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

町営住宅の七滝団地4戸ありまして、現在は入居状況は3戸となっております。古閑迫の災害公営住宅10戸ありまして、10戸入居ということになっております。また、田代東部の単独住宅ですが13戸ございまして、10戸入居ということになっております。

○3番（宮川一幸君） 今、この入居者が全部で23戸ですかね。その中で、この地域おこし協力隊とか、そういった方が入居していらっしゃる戸数は、今のこの中で何戸あるのでしょうか。わかりますか。

○建設課長（島田誠也君） すみません、地域おこし協力隊の方かどうかというところまでは把握をしておりますが、町外からの入居者が4世帯ございます。うち、県外からは3世帯ございます。

○3番（宮川一幸君） 東部で3つ、七滝で1つ空いているという状況なんですけど、実際、災害のときに急ぎょ入居させなければならぬという形で、やはり何戸かは空けておかなければいかんとは思いますが、やはり空いていても結局家賃収入もないと、結局家は古くなってくると。だったらやはり規制緩和でも要件緩和でもして入れておいたほうが、町として収入が少しでも入ってくるので、そういったところを今後要件緩和をしたらどうかなと思うんですが。なかなか、交付金を活用して整備されているので、単独住宅への要件緩和は難しいという形で今説明がありましたが、大体、交付金を活用して整備した単独住宅の要件の規制緩和には大体どの程度過ぎたら規制緩和できるのか、もしわかっているなら説明をお願いします。

○建設課長（島田誠也君） 当然、そのあたりにつきましては、国との今後協議というものが

必要になってくるかと思いますが、一般的には、補助金の適正化に関する法律というものがございまして、そちらのほうの財産処分の制限の期間というものは、整備から10年間となっておりますので、主に10年間と私どもは認識をしているところです。

○3番（宮川一幸君） そうしますと、今からまだあと9年間、早くても9年ぐらい。去年ぐらいにできたかと思うんですが、2年ですかね。ではあと8年ぐらいは最低でもかかると。その8年を待っていたら、もう中山間は本当、農地は耕作放棄地ばかり、あとはもう結局家も住むところがなかなかないという形で、人を入れようとしてもなかなか難しいところもありますので、そういったのは何かの機会に、国にも要望等働きかけていただいて、要件緩和ができるような、要件緩和の時間が早められるような形でどうかお願いして、そういったのを少しでも活用できれば、居住をするところがあれば町外からも入ってきてくれる方がいらっしゃると思いますので、そこはどうか今後検討をよろしくお願いします。

あと、次に、移住定住希望者が御船町に住んでみたいと思うような、魅力ある御船町独自の移住定住支援策を講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

それぞれの自治体において、移住定住に向けた独自の施策をやっておられることは承知しております。本町におきましても、移住者向けの空き屋改修補助金制度、それから空き家の所有者向けの制度として空き家活用補助制度、移住体験ツアー、それから移住コーディネーターや定住支援員の設置など、様々な取組みを行っております。今後も他自治体の例を参考にできることからやっていきたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） 今までに幾度となく質問があっている空き屋改修補助制度の増額や中山間地域移住奨励金など独自の移住定住施策もぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

議員御提案の件についても、しっかりと検討させていただきます。

○3番（宮川一幸君） はい。しっかりと検討させていただきたいという言葉がやらないという言葉になっているような聞こえがして、私も昔行政におったもので、なかなか行政言葉というところもあると思いますが、検討ではなくて、もうしていただきたいという形で、今までも幾度となく、ほかの議員も質問されておりますので、これは本当に検討していた

だきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、上野吉無田インター周辺についてお伺いします。上野インター周辺は総合計画では産業集積ゾーンとして、町の活性化に好影響を与えることが期待される、産業の振興を図る産業新興エリアとして位置づけてあります。復興計画では、復興産業拠点創出プロジェクトとして戦略的な企業誘致や地域振興に資する拠点形成を図り、住民の雇用を確保するため、交通拠点であるインターチェンジの地理的優位性を最大限に生かし、経済的な波及効果が期待できる企業誘致を推進するとありますが、企業誘致の予定はないのでしょうか、お伺いをいたします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

上野吉無田インターチェンジの周辺は第6期総合計画、それから復興計画では産業振興エリアに位置づけられております。上野吉無田インターチェンジの周辺は起伏や高低差が大きく平坦地が少ないという条件はありますけれども、狭い敷地でも立地できる企業誘致を推進するなどしまして、産業振興に取り組んでいきたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 今の現状では企業誘致の予定がないという感じですかね。もしないのであれば、企業誘致がしやすくなるような土台づくりの考えや思いはないのか、お伺いをいたします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

今年の10月に企業立地促進条例を改正いたしました。都市計画区域外に立地する場合の要件を緩和しまして、中山間地域への企業立地を促進させるための改正も含めております。これによりまして、中山間地域への企業誘致がしやすくなったのではないかと感じております。

そのほか、中小の事業者が起業しやすい仕組みづくりを現在検討しているところです。

○3番（宮川一幸君） 先般の全員協議会の中での説明で、御船町はオーダーメイドの企業誘致を行っていくと説明がありましたが、これはどのような手法か再度説明をお願いいたします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

オーダーメイド企業誘致とは企業が進出するために考えていらっしゃる土地それから環境、インフラなどのオーダーに対しまして、できる限りそのオーダーに合ったものを町がお探ししましてお示しし、立地計画から創業開始まで、企業と行政が協力しながら

作り上げていく企業誘致のことを言っております。これは、御船町で作った造語ということになります。

○3番（宮川一幸君） オーダーメイド型というのは確かに平坦では合うと思います。用地があればですね。でも、中山間地域では、先ほども答弁の中にあつたように、起伏や高低差が激しくて、なかなかそういった企業が好むような土地はないと思います。そのために、やはり何らかの形を町として、そういった工業団地もしくは住宅用の用地とか、そういったのを手掛けていかなければなかなか企業は来ないのかなと思いますので、なかなかこれもお金はかかりますが、そういった考えも少し町にも持っていて、そういった考えを、ある程度企業が入ってくるから、「企業がぎゃん言うからここを造成しよう」ではなくて、少し土台を作っておいて、「ここに来んですか」という形のそういった企業誘致もぜひしていただきたいと思います。今後、このままでは上野インターは逆にもう死んでしまうのかなという形で思いますので、何らかの企業誘致とか、住宅、宅地でもいいですので、何らかの、あの周辺を開発していただきたいなと思いますので、今後とも検討をよろしくお願いいたします。

次に、上益城5町の産業廃棄物処理施設の建設についてお伺いをいたします。現在、環境アセスメントの話が進んでいるところと思いますが、現在の進捗状況の説明をお願いいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境アセスメントの進捗状況としまして、調査を行う事業者が国際航業株式会社に決定しております。現在は1月下旬頃の配慮書公表を目指して、猛禽類の現地調査計画、それから当該事業に係ります環境影響を受ける範囲であると認められる地域などの検討が行われているところです。配慮書は1カ月間公表されますので、町も配慮書の公表時期に合わせまして、環境アセスメントの説明会が開催できるよう現在準備を進めているところでございます。

○3番（宮川一幸君） 廃棄物処理施設の周辺地域の将来像を描いておくためにも、6月の一般質問時に住民の意見を地域づくりや地域活性化などに反映される仕組みが必要であると回答されておりますが、組織の設置の進捗状況はどうなっているのか。またなるべく早く組織を設置して、周辺地域の生活環境がよくなり移住定住の推進につなげるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） 議員御指摘のとおり、今回の事業効果を周辺地域の活性化につなげていくためには、地域の住民の方々と、あるべき将来像を共有して、共にアイデアを出し合いながら、地域をデザインしていくことが重要であると考えています。その取り組みの第一歩として地域の未来について話し合える協議会の発足に向けた地元との話し合いをスタートさせました。

まずは、区長の皆様からではありますが、今後公民館分館など、その枠組みを広げながら、住民ニーズを踏まえた地域づくりができるよう丁寧に進めていくこととしております。

また、役場内の組織体制についてですが、検討本部による協議それから情報共有を図りながら、まずはインフラ整備と地域活性化のワーキングチームを、環境アセスの配慮書が公表されます1月までに立ち上げることとしております。

○3番（宮川一幸君） 今、区長さんたちから話し合いをスタートさせたと説明がありましたが、その中の答弁の中で、その枠組みを広げながらという形で答弁がありました。どの程度の枠組みを広げられるか、今現在ではなかなか難しいとは思いますが、現在で大体想定される枠組みはどの程度のものでしょうか、お伺いをいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） 先ほど答弁しました公民館分館の活動は地域づくりに直結しており、参加されている方々も比較的多様であるということから、区長の皆様との意見交換の次の段階として意見交換を今計画しているものであります。

私どもが想定しています地域協議会の組織づくりに関しましては、地元区長それから地域の役職の方々に限らず、お若い方からお年を召した方、それからPTAなど子育てをされている方、地域づくり活動をされている方など、性別などにとらわれず、話し合える組織であることが望ましいと考えておりますので、そういった意見交換を通じ、またその枠組みを広げながら、地域によって協議会が設立されることが望ましいと考えておりますし、その支援については、私どもしっかり支援をさせていただきたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） そのところは切にお願いしておきます。やはり地域の意見というのが、今後、この産業廃棄物処理施設を造りながら、それに合わせて、その地域づくりもしていないといかんという形で思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、廃校を利用した小さな拠点づくりについて、町の方針はいかがかお伺いをいたします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

廃校を利用した小さな拠点づくりについての、町の大きな方針というものは立てていませんが、地域の皆様の御意見をお伺いしながら活用を考えていきたいと考えています。

○3番（宮川一幸君） 計画も立てておられないというのであれば、イメージ等も何もないのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） イメージといいますか、今、水越の社会教育センターにおいて、旧小学校の廃校になったところなんですけど、地域の活性化の皆さんが、地域の拠点として、配食を行ったり地域の集いということで利用されている例もあります。

○3番（宮川一幸君） 今もあるかと思いますが、以前、公共施設検討委員会という形で町にあったかと思うんですが、こういったところで方向性を検討されていたと思うんですが、現在、そういったのはどうなっているのか、お伺いをいたします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えします。

今も閉校施設及び遊休施設等利活用検討委員会というのがございます。こちらは令和3年度に抜本的に運用を変更しております。それまで1カ所でいろいろ考えていたものを、原課に持ち帰っていただきまして、原課で方向性を決めていただきまして、その後検討委員会に上げていただくという運用に変えております。現在もその検討委員会はございます。

○3番（宮川一幸君） では、原課に戻されたということは、原課の企画がなければ何もできないということですね。わかりました。

先ほど、田上議員が七滝中央小学校のことについて聞かれたのですが、確かに令和5年度で解体をされるという形なんですけど、さっきも出ましたが、七滝地区での説明会で、多分いろいろ皆様から意見がいっぱいあったと思います。七滝の方は結構思いを持っていらっしゃるって、元気組の女性の方々とかとても熱い方がいっぱいいらっしゃいますので、その中で、本当に地域的にどんなことをしたいかという形で先ほど答弁があった、結局あそこは地域活性化のための拠点か何かを作ってほしいとか、いろいろ説明があったのですが、その説明会での内容を、要望等を、もう一度説明をお願いしたいのですが。よろしくお願ひします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

先ほど申しました、議員も言われましたように、地域の拠点となるような施設ということと併せて、この前の説明会において、たくさんの地域の方がいらして御意見をいただ

いたところであります。その中で、まずは地域の意見を聞いてくれということでありました。そして、いろいろな意見を出していただいた中で、地域とともに計画を立てていきたいという方向性を立てたところであります。

○3番（宮川一幸君） では、その七滝地区と、七滝地区に限定するといけないと思うんですが、七滝地区の、結局校舎解体とか、そういったのは、解体する前には大体方向性を決めていたほうがいいのかなと思います。今後、地域との話し合いです。そういったのは、次はいつするかというのは、そういった日程の決定はまだされていないのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

次回の説明会につきましては、令和5年1月を予定しているところであります。

○3番（宮川一幸君） そういった説明会とか話し合いとかは、本当は数多くしていただいて、地域の意見も汲みながら、できないことはできないで、はっきり行政側としては意見として言わなるときもあると思うんですけれども、そういった地域の意見を聞きながら、本当によりよい今後の施設を造っていただければいいかなと思いますので、よろしく願います。

あと、田代東部小学校の体育館についてもお伺いします。田代東部小学校の学校校舎と体育館について、今後どのように活用されるのかお伺いをいたします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

田代東部小学校校舎につきましては、昭和60年に建設され、平成19年3月に閉校されております。現在は普通財産となっております。今後の活用につきましては、公共的に活用をする場合、民間に貸与する場合、または売却する場合により、手続が異なってまいりますので、どのような方法で活用をするか、庁舎内の関係部署にて引き続き検討を行ってまいります。

○社会教育課長（緒方良成君） 体育館につきましては、地域のスポーツをはじめ、人と人との交流の場としての活用と併せて、災害時の指定避難所として開設をしております。

○3番（宮川一幸君） 学校についても先ほど田上議員もお聞きになったのであんまりは言いませんが、田代東部小学校の体育館については、今地域のスポーツという形で言われたと思うんですが、ほとんど使っていらっやらないと思います。実際雨漏り等で一時は床も大分はげたりとかして、避難所に使うのもどうかなという感じで、今は結局、あそこの東部地区については災害のときは東部の分館がほとんど避難所という形で、開けていらっし

やると思います。本当に避難所として指定してあるのなら、災害に対応できるような感じで、最低限のやはり、確かに屋根も雨漏りで工事費もかかりますから、そういったのはちゃんと整備して避難所としてちゃんと管理していくとか、そういった感じで方向性をちゃんとしていったほうがいいのかと思いますので、今後とも検討をお願いします。

最後にまとめになりますが、今回、御船町中山間地域移住定住促進協議会から町に提出された提言書に基づき、一般質問を行いました。この御船町中山間地域移住定住促進協議会は、中山間地域に暮らしている地域住民が、自分たちで地域のことを考えて設立された組織です。自分たちが住んでいる地域の人口減少や活性化を考えて、これまで冒頭で述べたアンケート調査や勉強会の開催、役場の各課との意見交換会など、積極的に活動されてきました。この協議会から6つの提言に対し、町も真摯に受け止めていただき、検討するにとどまらず、できるものは早急を実施し、時間を要する提言は協議会と協議しながら前向きに対応していただきたいと思います。

企画財政課長、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今おっしゃった議員の御意見のとおりと認識しております。中山間地域の移住定住に関しましては各課に関係してまいりますので、各課連携し、地域の皆様の声をしっかりと聞きながら、前向きに進めてまいります。

○3番（宮川一幸君） よろしく申し上げます。

最後です。最後に中山間地域の活性化について、町長の率直な思いをお聞きしたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思います。

中山間地域は、地域の持つ資源から恵みを得て多くの人々が地域コミュニティーの中で生活文化を作り上げ生活していらっしゃいます。本日の会議を通して皆さんの意見を聞いて答えようと思っておりましたが、なかなか頭に浮かぶことができませんでした。午前中、福本議員の質問の中で、ユニバーサルのお話をさせていただいたとき、ユニバーサル弁当の開発に、私自身かかわってまいりました。それを1つの例として挙げさせていただきたいと思います。

ユニバーサルの食というのは、最終的にはみんなが生き抜くためには何がいいか。それは最終的には流動食しかない。しかしながら、流動食で地域の方々が一緒に生活し、

健康でいられるか、その場所に住み続けられるかとなったらまた話が違うと思います。

住み続けるためには何が必要なのか、それは地域のコミュニティーが一番大事だと思っております。では、地域のコミュニティーをどうやって作り出すのか、これが、もしユニバーサル弁当を作るときに、中に何を入れようか地域の方で話し合う。みんなが食べやすいようにどう弁当を構成していくのか。ただ御飯を詰めるだけではなく、御飯を10等分にすればみんなが食べやすくなるのではないか、シイタケは大きいままだったら食べにくい。だったら半分に切ろう、4分の1にしよう。コンニャクがあればコンニャクをどうやって食べようか。のどに詰まらせないでどうやって食べることができるか。巻き寿司があったならば、巻き寿司はなかなかノリが切れない。だったらノリに点線を入れながら、切れやすい巻き寿司にしよう。こういった形で地域の方がコミュニティーの中で、そこに暮らしやすい仕組みを作る。

私たち行政は、この地域の方が作り上げたものを、パッケージを整え、そして共に販売できるように作り上げていくのが、私たち行政の中の責任だと思っております。

そこで一番大事なのが、定住するその仕組みが一番大事になってくると、私自身思っています。地域の中山間地域だけでなく、平坦部も同じです。移住はされても、定住するのは難しいです。この定住する仕組み、共に考えて、できることからなし遂げていきたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） はい、終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、社会教育課長の発言を許します。

○社会教育課長（緒方良成君） 森田議員から、これまで議会で答弁できないという御指摘がありました件につきまして、お答えをいたします。

まず、博物館の業務に資料収集保管があるように、令和3年度、登録資料点数が約1万7,500点、登録図書数が約7,600点を抱えております。また、蔵収品の中には、未登録の化石等もあり、山地地層、保管場所等の情報を登録し整理を進めているところです。収蔵物は展示室の2～3倍を必要とされ、今後増えてくることが考えられます。

交流ギャラリーの収蔵物を水越社会教育センターに移動しましたが、今後とも収蔵物の管理につきましては、場所を検討する必要があると考えています。これまで森田議員から指摘があっているのは、クリーニングすべき岩石が残っている点であると認識しております。まず、岩石につきましては、直近で、令和元年度3箱、令和2年度2箱、令和3

年度3箱を収集しております。これは、クリーニング前の岩石になります。

また、クリーニングにつきましては、令和元年度2箱、令和2年度1箱、令和3年度3箱、これが1年間にクリーニングをして化石を取り出した箱数になります。化石の数で言うと年間約150個であります。また、御船層群で収集した岩石につきましては、約450箱あります。今後とも計画的にクリーニング作業を進めてまいります。1つの箱が、化石の箱と残りの岩石の箱と2つに分かれることになり、箱自体は減らないということになります。

次に、棚卸につきまして、物品の管理が適切かという御指摘だと認識しております。現在、レジで在庫管理等ができるようになっており、今回、少し説明させていただきます。令和3年度中の物品管理状況につきましてですが、令和2年度の在庫数が1万3,335個、令和3年度の入荷数が1万6,873個、合わせると3万208個です。次に、販売等で1万8,645個、その他見本品で21個、破損及び不明物が17個、総計が1万8,683個となります。

最後に、令和3年度の在庫数が1万1,525個となります。これは実際の在庫数と一致をしています。この在庫数1万1,525個と、販売や不明等の総計1万8,683個を合わせると、3万208個となり、令和2年度在庫数及び令和3年度の入荷数の合計と合致しております。

これまで回答が遅れたことにつきましてお詫びを申し上げます。

○7番（森田優二君） 数字で言ってもわかりません。データでというか、ペーパーでください。もうどっちみち、明日一般質問にもちょっと関係ありますので、ペーパーでないわかりませんので。

○社会教育課長（緒方良成君） 資料につきましては、取りまとめた資料がありますので、御提示させていただきます。

○議長（池田浩二君） よろしいですか。

○7番（森田優二君） はい。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時20分 散会